

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(平成28年9月～平成29年8月)

平成29年11月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１６の規定に基づき、平成２８年９月１日から平成２９年８月３１日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

平成２９年１１月３０日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 八田達夫

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

目次

序論

- 第1 電力・ガス取引監視等委員会
- 第2 役割
- 第3 組織

本論

第1章 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

- 第1 電力市場における競争状況の評価
- 第2 電力小売全面自由化後の市場の動向
- 第3 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査
- 第4 小売電気事業者に対する指導など
- 第5 卸部門の監視について
- 第6 一般送配電事業者に対する指導など
- 第7 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価
- 第8 監査

第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

- 第1 ネガワット取引に係る環境整備
- 第2 調整力の公募調達について
- 第3 インバランスの分析について
- 第4 法的分離に伴う行為規制について
- 第5 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について
- 第6 卸電力取引の活性化について
- 第7 自主的取組・モニタリング報告について
- 第8 電力の小売営業に関する指針の改定

第3章 ガス小売全面自由化に向けた取組など

- 第1 ガス小売事業者の登録に係る審査
- 第2 経過措置料金規制を課す事業者の指定
- 第3 託送供給約款の審査

第4章 ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

- 第1 ガス市場における競争状況の評価
- 第2 ガス小売事業者に対する指導など
- 第3 一般導管ガス事業者に対する指導など

第4 監査

第5 熱供給事業の動向

第5章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ガスの託送料金の事後評価について

第2 ガスの小売営業に関する指針の策定

第3 適正なガス取引についての指針の改定

第6章 国際連携、紛争処理及び広報

第1 国際機関との連携強化に向けた取組

第2 紛争処理

第3 広報の取組

参考資料

第1 委員会における審議経緯

第2 委員会建議など（一覧）

第3 電力の小売営業に関する指針の改定

第4 ガスの小売営業に関する指針の策定

第5 適正な電力取引についての指針の改定

第6 適正なガス取引についての指針の改定

序論

第1 電力・ガス取引監視等委員会について

平成27年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視などの機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。平成28年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称された（以下「委員会」という）。

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

【委員名簿】

（委員長）

八田 達夫 アジア成長研究所 所長
 大阪大学 名誉教授

（委員）

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

林 泰弘 早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネージングディレクター

箕輪 恵美子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

※役職は、平成29年8月時点

第2 役割

1. 厳正な監視

委員会は、電気・ガスの消費者の利益の保護、既存事業者・新規参入者間の健全な競争の確保を図るため、監査、報告徴収、立入検査などにより、厳正な監視を行う。

不適正な行為があった場合、委員会は自ら事業者に対して勧告を行うほか、経済産業大臣に対して事業者業務改善命令などを行うよう勧告を行うことなどができる。

<監視すべき行為の例>

(旧一般電気事業者や旧一般ガス事業者などと新規参入者の健全な競争関係)

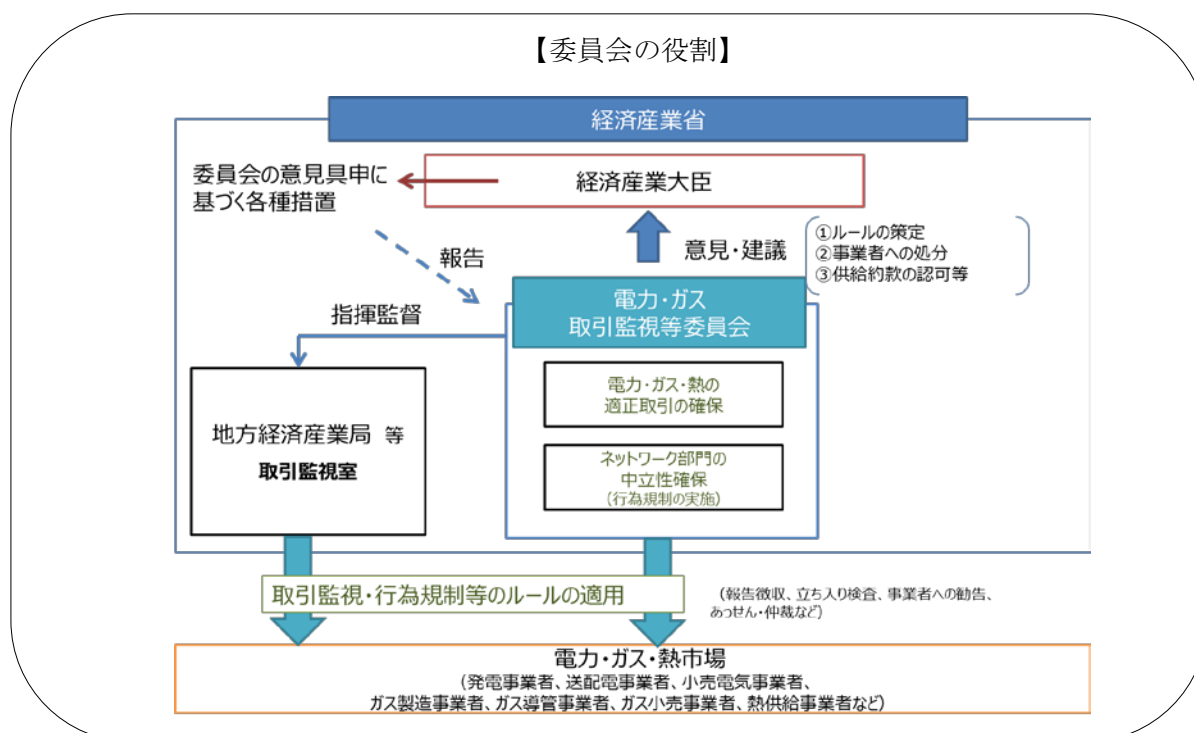
- ・大手事業者が新規参入者に対抗して、著しく低い小売料金を提示する行為
- ・大手事業者が卸電力取引所への売入札について、正当な理由なく入札量を制限する／入札価格を高く設定する行為
- ・新規参入者の発電所や製造所より自社の発電所や製造所を優先的にネットワークに接続する行為
- ・ネットワーク関連業務で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝える行為

(消費者利益の保護関係)

- ・需要家が解約を申し出た際に、法外な額の解約金を請求する行為
- ・料金や契約期間、解約料金について、消費者に不十分な説明や虚偽の説明により契約を求める行為

2. 意見・勧告・建議

委員会は、市場における適正な取引を確保し、健全な競争を促すため、必要なルールづくりなどに関して、経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行う。

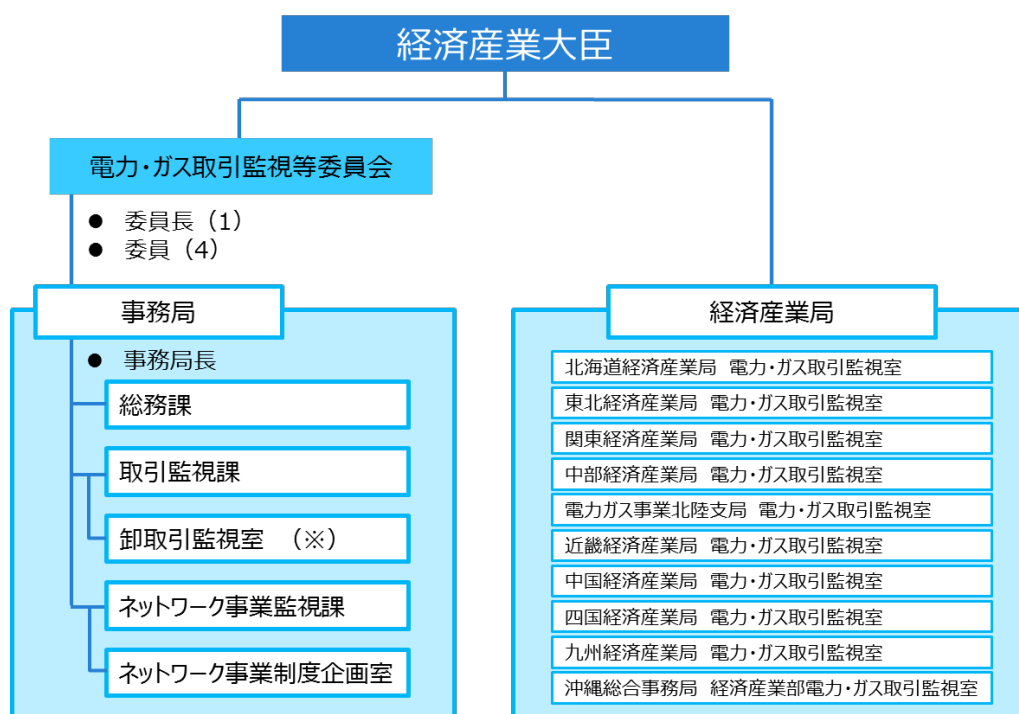


第3 組織

委員会には、総務課、取引監視課、卸取引監視室（平成29年9月1日より取引制度企画室に改組）、ネットワーク事業監視課、ネットワーク事業制度企画室からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局などにおいても取引監視室が設置されている。ネットワーク事業制度企画室については、平成28年9月にネットワーク事業監視課の下に設定された。

また、平成29年8月末時点で、本委員会の下には、制度設計専門会合、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の3つの専門会合が、制度設計専門会合の下には、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループが、それぞれ設置されている。

【委員会 組織図】



（※）卸取引監視室は、平成29年9月に取引制度企画室に改組。

【委員会、専門会合の開催状況】

会合名	開催時期	開催回数 (平成29年8月末時点)
電力・ガス取引監視等委員会	平成27年9月1日～	101回
制度設計専門会合	平成27年10月9日～	21回
送配電網の維持・運用費用の負担 の在り方検討ワーキング・グループ	平成29年9月16日～	6回
料金審査専門会合	平成27年9月4日～	25回
火力電源入札専門会合	平成27年12月22日～	4回

第1章 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

第1 電力市場における競争状況の評価

(1) 新電力などへのスイッチング実績

平成29年6月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された市場において、新電力（旧一般電気事業者を除く小売電気事業者をいう。以下同じ。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約6.0%となった。また、地域の旧一般電気事業者が設定した自由料金メニューへの切替えを選択した需要家も約4.6%となっており、両者を合わせると、約10.6%の消費者が自由料金メニューへの切替えを行った。

【新電力への契約先の切替え（スイッチング）実績（平成29年8月実績）】

地域別のスイッチング（他社切替）件数

管内	他社切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	20.02	7.3
東北	15.92	2.9
東京PG	227.1	9.9
中部	35.7	4.7
北陸	2.61	2.1
関西	93.1	9.3
中国	5.33	1.5
四国	4.89	2.5
九州	26.76	4.3
沖縄	0.00	0.0
全国	431.4	6.9

地域別の自社内契約切替件数

	自社内切替実績 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	1.0	0.4
東北	3.7	0.7
東京PG	78.3	3.4
中部	113.6	14.9
北陸	1.7	1.4
関西	43.4	4.3
中国	40.4	11.6
四国	7.8	4.0
九州	15.1	2.4
沖縄	0.1	0.2
全国	305.2	4.9

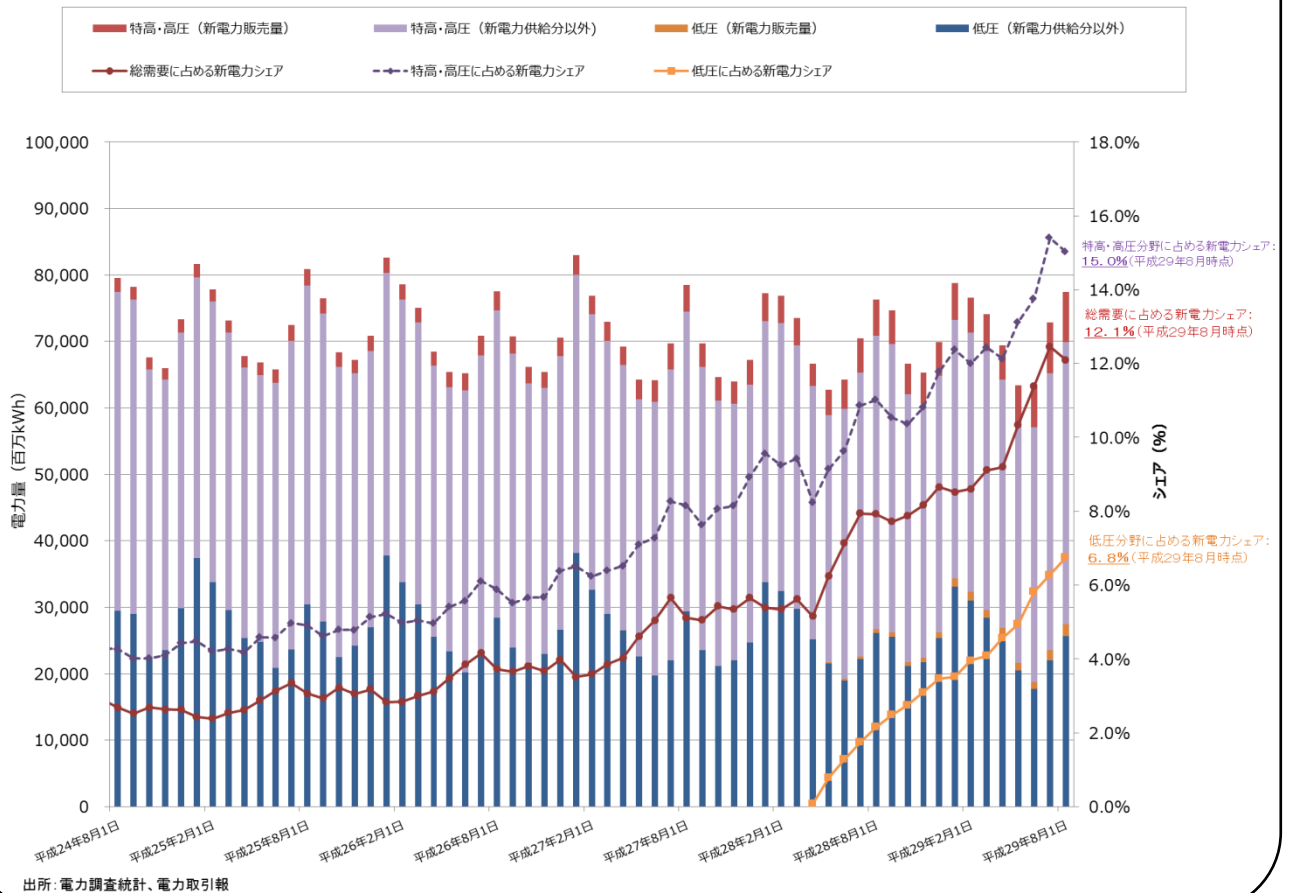
（出所）電力・ガス取引監視等委員会 電力取引報（平成29年8月実績）

※ 平成28年3月の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算。なお、平成28年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆通路等の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、旧一般電気事業者の規制料金・自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

また、全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、結果として、電力市場全体としては、新電力のシェアが約11.4%となった。

【新電力の市場シェア（平成24年6月～平成29年8月）】

新電力の市場シェア（平成24年8月～平成29年8月）



（2）料金メニューの多様化

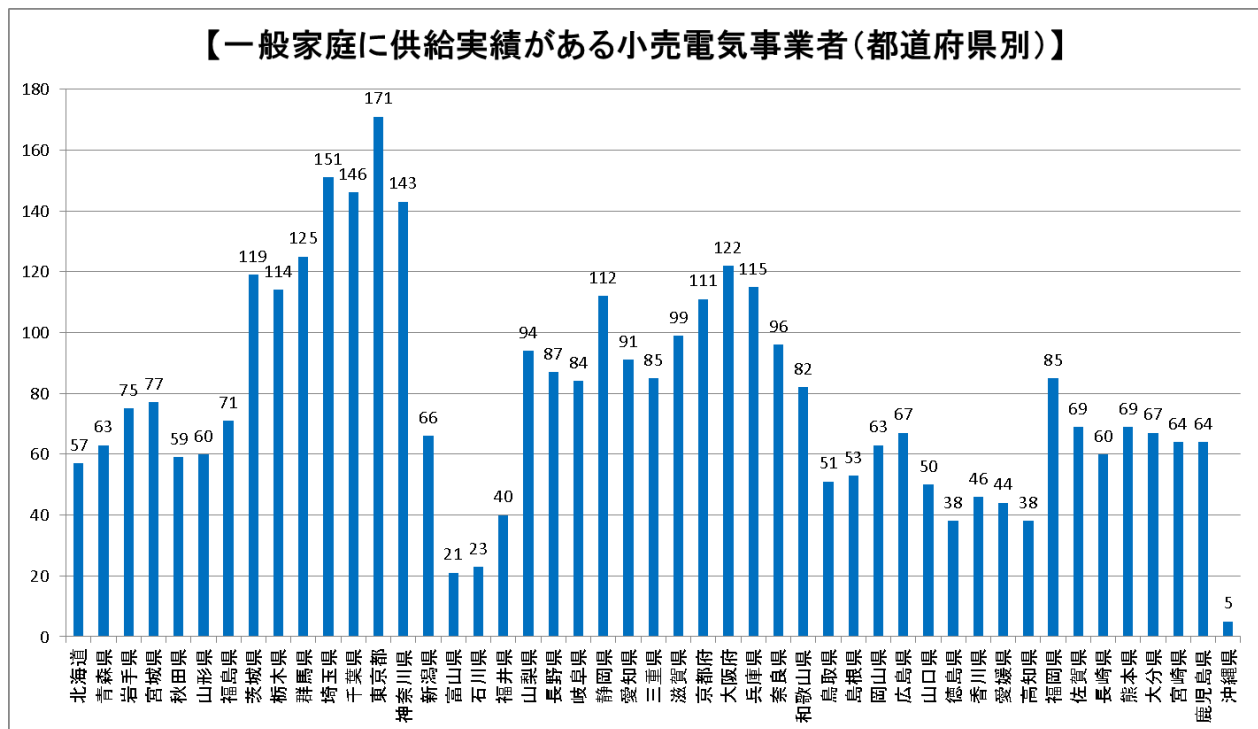
新電力の提供する料金メニューを見ると、全体的な傾向としては、基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。他方、一部では、完全従量料金、定額料金制、指定された時間帯における節電状況に応じた割引など、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギーなどの電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電所に報奨金を与えることができるなど、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況などの情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供され始めている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスも始まっている。

地域別には、低圧分野では、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入してきた。北陸（富山県・石川県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）においては、供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ない傾向にある。

【一般家庭に供給実績がある小売電気事業者（都道府県別）】



出所：平成29年7月 資源エネルギー庁電力調査統計

（3）電力市場における競争状況の評価

こうした電力市場における競争状況の評価について、平成28年11月1日の制度設計専門会合において基本方針・実施細目を取りまとめた後、電力取引報、企業ヒアリング、需要家アンケート調査等の結果を分析し、平成29年1月26日の制度設計専門会合で議論した上で、平成29年3月31日の制度設計専門会合において取りまとめを行った。

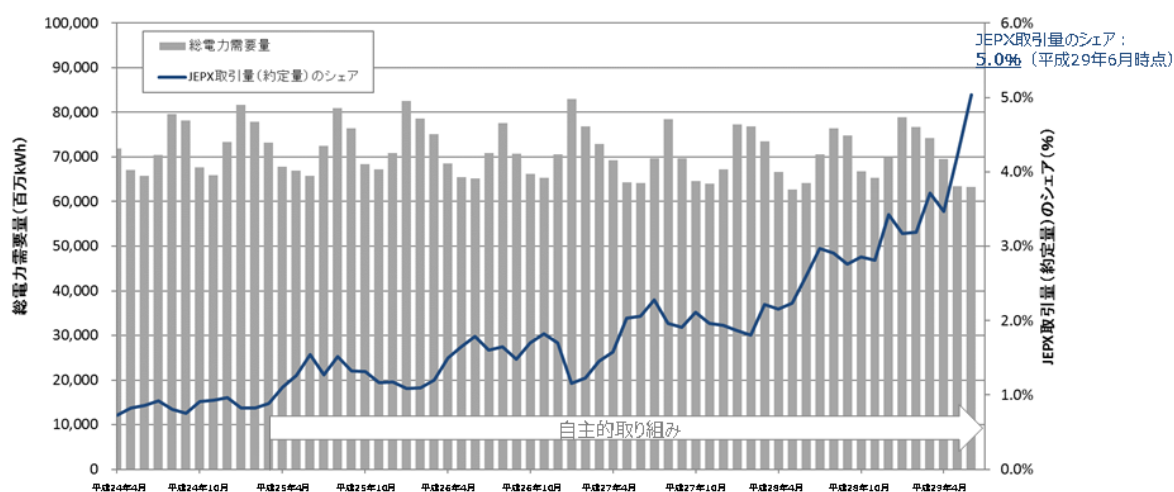
全体的な評価としては、平成28年度以降、低圧分野における新電力のシェアが着実に伸びており、新規参入事業者数の増加や料金メニューの多様化など、電力システム改革の一定の成果が小売電力市場で表れてきていると評価できるとされたが、他方で、みなし小売電気事業者による地域間競争や卸電力市場の活性化の状況など、まだその展開が十分とはいえず、今後の進展を期待すべき点も多いとされた。

第2 電力小売全面自由化後の市場の動向

競争を活性化させるためには、卸電力市場において、十分な取引量が確保されていることが重要である。旧一般電気事業者各社の自主的取組の改善の効果に加え、小売全面自由化に伴う新電力の買入札量の増加により、取引所取引量は昨年と比べて大きく増加した。平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）の取引量は、平成17年の市場開設以来、初めて200億kWhを突破し、販売電力量全体に占める平成29年6月末時点の割合は、5.0%となった。

また、平成28年9月より、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された電力システム改革貫徹のための政策小委員会における集中的な議論が行われ、中間取りまとめが行われた。これを踏まえ、新電力の参入を更に進めるための卸電力市場の活性化策として、ベースロード電源市場を創設する方針となった。これは、現状では実質的に旧一般電気事業者がその大部分を保有する、石炭、水力、原子力などの安価なベースロード電源を市場に供出することで、新電力の電源へのアクセスを向上させ、競争を促進することを目的とする制度である。また、平成25年から行われてきた、旧一般電気事業者が余剰電力を卸取引市場へ供出するなどの自主的取組の改善に加え、諸外国における取組を参考に、平成29年度から、各旧一般電気事業者から社内取引の一部を卸電力取引所経由で行うグロスビディングを行うことが平成28年11月の制度設計専門会合で表明された。これは、取引の透明化・効率化、取引所取引の流動性・価格指標性の向上といった意義があり、英国・北欧などにおいて既に実施されてきた。各旧一般電気事業者は、平成29年度の早期にグロスビディングを開始し、1年程度で販売電力量の10%程度の取引量を、卸電力取引所を経由することを目指し、その後も取引量を拡大していくことを表明した。

【JEPX 取引量（約定量）のシェアの推移（平成24年4月～平成29年6月）】



JEPX取引量（約定量）のシェアの前年同時期対比

平成28年									平成29年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1.4倍	1.1倍	1.3倍	1.3倍	1.5倍	1.4倍	1.4倍	1.4倍	1.8倍	1.7倍	1.8倍	1.7倍	1.6倍	1.9倍	1.9倍	

第3 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査

小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、資源エネルギー庁が、最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行ってきた。

【登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）】

<登録に係る手続きフロー>

事前に広域的運営推進機関に加入していない場合

広域的運営推進機関への加入手続



①経済産業大臣に登録申請書を提出



②経済産業大臣
による審査

②電力・ガス取引
監視等委員会に
よる審査



③経済産業大臣による登録・通知

※標準処理期間は1カ月

<登録審査に係る条文（抜粋）>

・電気事業法第2条の4第1項

経済産業大臣は、第2条の2の登録の申請があつた場合においては、**次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き**、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一、二（略）

・電気事業法第2条の5第1項

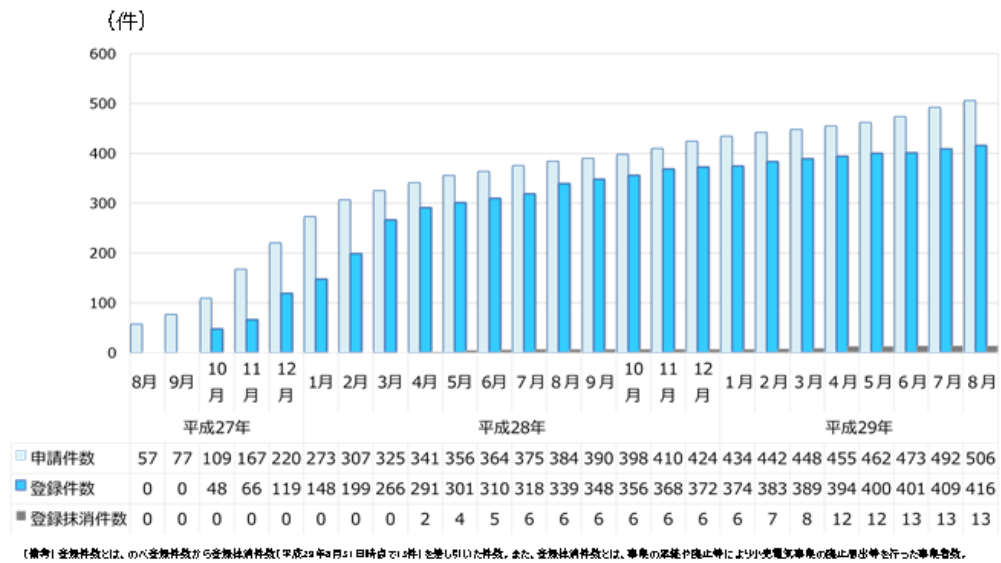
経済産業大臣は、第2条の3第1項の申請書を提出した者が**次の各号のいずれかに該当するとき**、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、**その登録を拒否しなければならない。**

一～三（略）

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがないと認められる者**その他の電気の利用者の利益の保護**のために適切でないと認められる者

平成29年8月末現在までに、521件（小売電気事業506件、小売供給15件）の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、435件（小売電気事業416件、小売供給19件）が登録されている。

【小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移】



第4 小売電気事業者に対する指導など

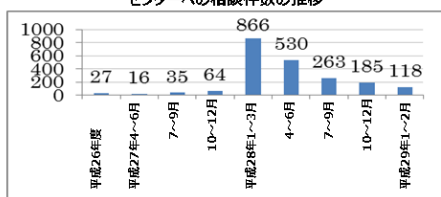
平成28年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。また、委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成28年9月～平成29年8月の間に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを3回行い、情報提供した。

(参考) プレスリリースの実施状況

- 第7回 平成28年9月1日 平成28年8月までの相談内容について
第8回 平成28年11月16日 平成28年10月までの相談内容について
第9回 平成29年3月30日 平成29年2月までの相談内容について

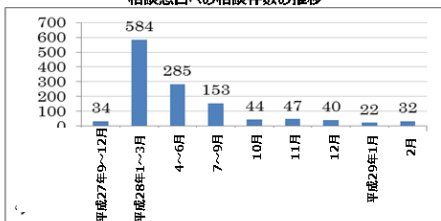
【消費者からの相談状況】

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※平成29年2月28日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※平成29年2月28日までに登録されたデータ

相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることになります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューに戻ることはできないと言われてしまい悩んでいる

⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります

具体的には、以下のような事案について指導などを実施している。

1. 小売電気事業者による不適切な営業行為①

平成29年4月、小売電気事業者A社の媒介業者であるB社の従業員で、需要家の同意を得ないまま小売供給契約の申込手続きを行った者がいるおそれがあると、A社から委員会に報告があった。調査の結果、B社の従業員一名が複数の小売供給契約について需要家の同意を得ないまま申込手続きを実施していたことが判明した。調査結果を受けて、委員会では、B社において、当該従業員のみ突出した営業成績を上げているなど、同従業員の不適切な営業活動について認識することができる機会があったにもかかわらず、結果的に事態を認識できなかった点について、同社の管理・監督に問題があると認め、再発防止策の策定及びその実施を求める行政指導を行った。また、A社についても、B社に対して詳細な講習を複数回にわたって実施し、相応の指導・監督を実施していたことは認められたものの、更なる再発防止などについて指導を行った。

2. 小売電気事業者による不適切な営業行為②

平成29年5月、委員会において、小売電気事業者C社の媒介業者であるD社について、「旧一般電気事業者と業務提携している」など、虚偽の情報を需要家に対して提供しているとの情報を入手し、調査を行ったところ、D社のトークスクリプトに虚偽の情報が記載され、D社の複数の従業員が需要家に対して同じ説明を行っている事実が判明した。D社によると、旧一般電気事業者と託送契約を結んでいることを平易に説明したものとのことだったが、一般的に「旧一般電気事業者と業務提携している」との文言が指し示す内容と大きく相違することから、委員会よりC社及びD社に対して指導を行い、トークスクリプトの記載を改めさせるとともに、再発防止を指導した。

第5 卸部門の監視について

適正な競争環境の確保の観点から、「適正な電力取引についての指針」などのガイドラインに基づき、委員会が監視を行ってきた。東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力E P」という。）は、卸電力取引所において、平成28年4月から8月の間の平日昼間、限界費用（燃料費など）を大きく上回る高値で入札を行い、一部で、卸電力取引所の約定価格を上昇させていた。委員会はこのような入札行為は市場相場を人為的に操作するものと評価し、再発防止の観点から、平成28年1月17日付けで、同社に対し、業務改善勧告を実施した。具体的な業務改善勧告の内容は次のとおりであった。

- （1） 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- （2） （1）を貴社の内部において周知徹底するとともに、（1）を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- （3） （2）の実施のためにとった貴社の内部における具体的な措置について、平成28年12月16日までに、委員会に対し、報告を行うこと。

本勧告に基づき、同社は、同年12月16日付けで再発防止策を策定した。具体的な内容は以下のとおりであった。

- （1） 「閾値」（限界費用に基づかない（需給関係では合理的に説明できない）一定の下限価格）による売り入札を行わないことについて、社内マニュアルに明記し、社長から関係部署に対し、社内マニュアルを遵守するように直接指示を行うこと。
- （2） 社内の内部監査室に新たに「入札価格管理担当」（管理職）を設置し、当該担当が社内マニュアルに沿った取引が行われているか否かモニタリングを行い、担当取締役定期的に報告すること。
- （3） 適正取引ガイドラインからの逸脱などがないように、社内のリスク管理委員会において確認するとともに、継続的に社内研修を実施すること。

本再発防止策の提示後、委員会は、同社の再発防止策の実施状況について継続的に確認を行っている。

第6 一般送配電事業者に対する指導など

平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、各需要家の電気使用量は、毎月、東京電力パワーグリッド（以下「東京電力PG」という。）などの一般送配電事業者が検針し、小売電気事業者へ通知する仕組みとなった。こうした中、東京電力PGにおいて、情報システムの不具合などにより、同月から電気使用量の小売電気事業者への通知遅延が発生した。

これにより、小売電気事業者から各需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が生じることとなった（未通知件数は、同年5月から8月までの間、約2万件で推移）。

本件は、同年5月19日に、同社から委員会へ報告があり、これに対して、翌20日付け及び6月3日付けで、システムの不具合の詳細と対策などを求める報告徴収を行った。これらの報告徴収に対する回答などを受け、委員会において検討を行った結果、①約2万件に及ぶ最終需要家に影響が生じていること、②小売電気事業者の切替えを行った最終需要家にとっては、切替えをした結果、電気料金の請求書送付が遅れた形となり、切替え先の小売電気事業者の信用に影響が生じていることなどが確認され、電気事業法第66条の11第1項に規定された「電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」に該当すると判断したため、同月17日付けで、同社に対し、業務改善勧告を発出した。具体的な内容は以下のとおりである。

（業務改善勧告の概要）

- ・ 具体的かつ効果的な改善計画の策定（小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応を含む。）
- ・ 計画実現のための体制整備
- ・ 改善計画の的確な実施と定期的な検証・報告

本勧告に基づき、同社は、同年7月1日付けで改善計画を策定した。具体的な内容は以下のとおりである。

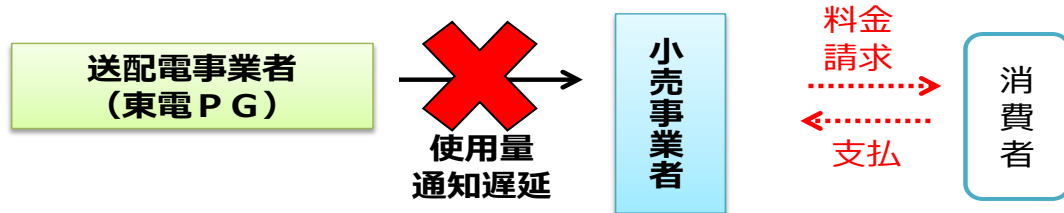
（改善計画の概要）

- ・ 通知遅延対策
個々のメーターの検針データを再度確認する作業の実施 など
- ・ 小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応
小売電気事業者の需要家向けの問合せ専用窓口の開設 など
- ・ 経営管理体制の強化
遅延解消対策の執行状況を監視するチェック機能の強化 など

その後も、委員会は、同社の改善計画の実施状況について月2回報告を受け、状況をフォローするとともに、委員会事務局の職員が月2回程度同社を訪問し、状況を把握し、追加的な対策を求めるなど、問題の解決に向けた指導を行った。同年8月26日には、同社社長に委員会での説明を求めるなどの対応を行った。

東京電力P Gにおいて、当面の目標としていた7営業日以内の通知は、平成28年9月以降ほぼ定常的に達成され、その後、更なる業務・システム両面での取組を進め、平成29年2月以降、やむを得ない理由を除き、4営業日以内の通知が概ね実現された。

引き続き、事態の正常化に向けて、指導を続けた結果、同年6月7日付けの同社からの報告により、同社における電気使用量の通知遅延とそれによる関係事業者及び需要家などへの影響は概ね収束しつつあり、また、今後の再発防止策などの実施について一定の見通しが立ったと考えられることから、これまで月2回の提出を求めてきた同社の改善計画の実施状況の報告を終了することとした。



第7 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「第2弾改正法」という。）附則の経過措置に基づく小売電気料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において、確認し、その結果を公表することとなっている。委員会では、平成28年度は以下のA、Bの旧一般電気事業者に対して確認を行った。

<事後評価のポイント>

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の事後評価に関する委員会における確認

「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2（7）④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

B 消費者基本計画の工程表において今年度に事後評価を行う旨が記載されている北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力及び直近3年度の規制部門の電気事業利益率が高くなっている東京電力E Pの事後評価に関する料金審査専門会合における確認

下記①～③の項目について、それぞれ確認を行った。

①料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③経営効率化への取組

経営効率化への取組は着実に進捗しているか。

※中部電力については、原価算定期間終了前のため、事後評価の対象外。

<料金審査専門会合の開催実績>

平成29年2月1日	第22回料金審査専門会合
平成29年2月15日	第23回料金審査専門会合
平成29年3月1日	第24回料金審査専門会合

＜事後評価の結果＞

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の事後評価に関する委員会における確認

原価算定期間終了後の事後評価において、第2弾改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2（7）④に係る値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

①電気事業利益率による基準

以下の図表のとおり、東北電力と東京電力E Pを除く7社については、それぞれ直近3年度の平均の電気事業利益率が、電力10社の直近10年度の平均を下回っており、当該基準に該当しなかった。

【直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率】

	北海道	東北	東京EP ※1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社 10年平均
平成25年度	△12.2%	5.9%	4.2%	0.9%	△1.1%	△0.8%	1.1%	△2.4%	2.8%	
平成26年度	2.2%	5.9%	4.0%	1.7%	△2.7%	4.1%	3.8%	△2.8%	3.5%	
平成27年度	3.7%	6.9%	6.9%	0.4%	7.1%	0.3%	1.3%	6.2%	2.5%	
3年度平均 ※2	△2.1%	6.2%	5.0%	1.0%	1.1%	1.2%	2.1%	0.3%	2.91%	2.93%

※1 各年度の数値は、東京電力株式会社の利益率。（平成28年4月1日より分社化）

※2 各年度の%の単純平均

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

下表のとおり、東北電力、東京電力EPの両社において規制部門の累積超過利潤は、一定水準額を上回っておらず、また直近2年度連続して赤字となっていないことを確認した。

【規制部門の累積超過利潤と一定水準額】

規制部門の累積超過利潤と一定水準額

(単位：百万円)

	東北	東京EP
平成27年度末超過利潤累積額①	+28,095	△131,099
一定水準額②	+41,879	+147,033
一定水準額を上回っているか。 (①>②か)	No	No

(出典：委員会事務局での東北電力、東京電力EPへのヒアリングに基づき作成)

直近2年度の自由化部門の電気事業損益

	東北	東京EP
平成26年度①	+47,951	+141,736
平成27年度②	+80,815	+210,041
2年連続で赤字となっているか。 (①<0かつ②<0か)	No	No

(出典：委員会事務局での東北電力、東京電力EPへのヒアリングに基づき作成)

以上、東北電力及び東京電力EPとも規制部門の累積超過利潤による基準、自由化部門の収支による基準のいずれにも該当しなかった。

B 北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力及び東京電力EPの事後評価に関する料金審査専門会合における確認

料金審査専門会合において確認を行った結果、各社の電気料金収支などは不適切なものではないとの結論とされた。

上記の確認の結果、燃料価格や為替レート的大幅な変動、原子力発電再稼働の遅延などの諸事情を踏まえると、全般的に正当な理由なく想定原価を上回った費用実績は見られず、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する引下認可申請の必要性は認められなかった。

他方で、厳しい経営環境下において適切な人材を確保する必要性などからやむを得ない事情は認められるが、全ての会社において人件費における給与実績が想定原価を上回っていた。各企業における経営事情もあるものの、事業者においては、当該費用項目に限らず、料金審査時の査定内容を十分に踏まえて事業運営に取り組むことが求められる。

経営効率化努力の主要な取組としては、発電所の修繕費の削減が見られ、原価に織り込まれた費用について、供給信頼度を害することが無いようにリスクマップでの評価（重要度・緊急度に応じた優先順位付け）に基づき実施されていた。安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は適切に実施すべきであって、そのために必要な費用は適正なコストとして電気料金の原価に含まれているところであり、当然のことながら修繕費の緊急繰延べの判断は、技術的知見や代替措置の効果・費用なども踏まえつつ、引き続き慎重にリスク評価を行って対応すべきである。

効率化努力としては、単なる一時的な収支改善効果を伴う取組を超え、将来的な原価削減、更には電気料金抑制につながる構造的・恒常的なコスト改善努力を迫及すべきである。今回の評価においても、各社の様々な取組が紹介されたところであるが、事業者間で直接的な競争関係にないネットワー

ク部門での各社の努力については、相互に情報共有し、参考となる取組について、自社の特徴を踏まえた改良なども行いつつ積極的に取り込むことが重要である。また、自由化部門での競争は電気供給コスト全体の効率化に資するものであり、事業者においては全面自由化された小売市場において創意工夫を凝らした競争に取り組むことが求められる。

今後の原子力再稼働の見通しが定まらないとの事業者の見解もあり、現行の原価は一定の原子力稼働率を前提に算出されているものではあるが、直近の収益状況は、原価算定期間中の経営効率化努力もあって改善傾向にある。事業者においては、原子力再稼働時には火力燃料費などの負担が現状よりも軽減されるであろうことを踏まえ、そのコスト低減効果を一時的な支出繰延べの削減、消費者への還元などに適切に充てるよう検討すべきである。

以上にかんがみ、事業者には、引き続き経営効率化努力に真摯に取り組むこと、経過措置料金の適正性に関して消費者への分かりやすい説明、情報提供を行うことが求められるとの評価を行った。

第8 監査

電気事業法第105条及び第2弾改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び一般送配電事業者などの12社に対し監査を実施した。

平成28年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

平成28年度において実施した監査の結果については、監査実施者から15件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の11に基づく一般送配電事業者などに対する勧告並びに同法第66条の12に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を6事業者（10件）、書面による所要の行政指導を4事業者（5件）に対して実施した。

【行政指導の内訳】

（単位：件）

		件数
	①約款の運用等に関する監査	4
	②財務諸表に関する監査	1
	③部門別収支に関する監査	4
	④託送供給等収支に関する監査	1
	⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査	5
	⑥その他必要な事項に関する監査	0
合 計		15

【本省所管分】

i. 記載の誤りなど軽微と思われる指摘事項

(法令等の規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	託送供給料金に係る事業者への停電割引において、誤った算定方法により算定したために、割引額が過大となっていた事例が認められた。	託送供給約款や社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
2	託送供給料金に係る事業者への停電割引において、同一月に2回以上の停電があった顧客に対し、本来行うべき割引措置を行わなかった事例が認められた。	託送供給約款や社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
②財務諸表に関する監査（該当なし）		
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	電源線費用の算出において、新設した水力発電所からネットワークに接続する電源線の特定を誤り、電源線費用が過大となっていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
2	変電費を受電用変電サービス費用と配電用変電サービス費用に配分する際に使用する帳簿原価比（建設費比）の算定を誤っていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
3	配電費から配電需要家費用を抽出する際の諸費の抽出作業において、需要家費用と特定できる直課分を需要家費用に直課せず、誤って需要家費用以外に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
④託送供給等収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	電源線費用の算出において、新設した水力発電所からネットワークに接続する電源線の特定を誤り、電源線費用が過大となっていた事例が認められた。	託送供給等収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）		
⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）		

ii. その他報告すべき事項

(法令などの規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの)

⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	工事費負担金の精算において、事務処理の遅れなどにより精算差額の返金が遅れた事例が認められた。 (事例) 遅延期間：約 8 ヶ月 金額：約 4,000 万円	社内規程などに基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。
2	工事費負担金の精算において、工事完了通知が漏れる等、進捗管理が手薄になったこと等により精算差額の返金が遅れた事例が認められた。 (事例) 遅延期間：約 22 ヶ月 金額：約 40 万円	社内規程などに基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。

- ①約款の運用等に関する監査…………… 2 件（口頭指導）
- ②財務諸表に関する監査…………… 1 件（口頭指導）
- ③部門別収支に関する監査…………… 1 件（口頭指導）
- ④託送供給等収支に関する監査（該当なし）
- ⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査…………… 3 件（口頭指導）
- ⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）

※経済産業局所管分は該当無し。

第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ネガワット取引に係る環境整備

従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンスが重要視されるようになった。

エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）では、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（いわゆるネガワット事業者）を介すなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組みであるネガワット取引の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。

当該環境整備の一環として、平成29年4月1日の第3弾改正法の一部施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が電気事業法上規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられることになった。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備されることとなった。

このような中、委員会の下に設置した制度設計専門会合では、ネガワット取引の適正な実施の確保を図るため、需要抑制により得られる電気を転売するネガワット事業者に対し求める規律などについて検討を実施した。

また、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正な電力取引についての指針」についても、ネガワット取引の適正な実施を確保するため所要の改定を行った。

同指針のうち、経済産業省が担当する部分については、制度設計専門会合での議論を踏まえ、委員会から経済産業大臣に建議し、平成29年2月6日に経済産業省と公正取引委員会が共同で改定した。

第2 調整力の公募調達について

平成28年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正法が施行され、これまで旧一般電気事業者が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、平成28年度から行われる一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられていた。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、委員会の下に設置した制度設計専門会合において、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などをその内容とする「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を取りまとめ、平成28年9月26日に委員会として経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「公募ガイドライン」という。）が制定され、一般送配電事業者は当該考え方に基づき、平成29年度分の調整力の公募調達を実施した。

＜「公募ガイドライン」の主な内容＞

- ・公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方
- ・公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方
- ・公募調達の実施後に行う監視の在り方

1. 公募調達の実施、結果概要

公募ガイドラインに基づき、各一般送配電事業者は平成28年10月下旬から随時募集を開始した。各一般送配電事業者が設定した調整力の区分ごとの主な要件は以下のとおりであった。

【調整力の区分ごとの主な要件】

	電源Ⅰ-a	電源Ⅰ-b	電源Ⅰ'	電源Ⅱ
オンライン指令対応	必要	必要	原則必要※1	必要
周波数調整機能	必要	不要	不要	必要
応動時間	5分以内	15分以内～30分以内	3時間以内	—※5
継続時間※2	7時間～11時間	7時間～16時間	2時間～4時間	—
最低容量※3	0.5万kW～1.5万kW	0.5万kW～2.9万kW	0.1万kW以上	—※5
提供期間※4	通年 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)	同左	・通年 ・夏季(7月～9月)	通年 (ゲートクローズ後の余力のみ)

※1 オフライン電源等については、実務上対応が可能な範囲で各社募集(5件～10件)。

※2 記載の継続時間に満たない場合でも応札は可能であり、その場合は価格評価に反映。

※3 DRの場合、需要家単位ではなくアグリゲーター単位での容量で判定。

※4 各社ごとに年間の稼働停止可能日数を設定。また電源Ⅰ'については、発動回数の設定あり。

※5 電源Ⅱについては契約容量という概念はないが、各社ごとに出力変化幅として、例えば、5分以内に最低1.0万kWの出力変動ができることを要件として設定

出所：各一般送配電事業者の公表情報より、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

各一般送配電事業者による公募の結果、上記区分の電源Ⅰ-a、Ⅰ-b、Ⅱについては、旧一般電気事業者以外の事業者からの応札は少なかった。一方、電源にⅠ'については、旧一般電気事業者以外の事業者からも募集量の3割程度の応札があった。また、ディマンドレスポンスを活用した応札は、電源Ⅰ'の募集量合計132.7万kWに対して合計111.2万kWであり、そのうち95.8万kW(総額3,593百万円)が落札となった。これは、我が国で初めてディマンドレスポンスが開かれた競争入札の市場において取引された例といえる。

【公募結果】

調整力の公募結果（電源Ⅰ）

容量：万kW 価格：円/kW		北海道	東北	東京	中部	北陸
電源Ⅰ-a	募集容量	36.0	95.7	321.0	160.7	33.0
	応札容量	54.3	97.4	326.2	160.7	33.0
	落札容量	36.0	95.7	323.7	160.7	33.0
	最高価格	37,862円	40,911円	15,171円	11,696円	21,461円
	平均価格	25,047円	11,531円	14,575円	9,260円	15,359円
電源Ⅰ-b	募集容量	募集無し	募集無し	47.0	9.7	2.0
	応札容量			47.8	9.7	2.0
	落札容量			44.3	9.7	2.0
	最高価格			15,171円	5,165円	18,317円
	平均価格			15,171円	5,165円	18,317円
電源Ⅰ'	募集容量	募集無し	9.1	59.0	19.2	募集無し
	応札容量		9.3	67.7	20.4	
	落札容量		7.4	59.9	19.2	
	最高価格		782円	4,750円	1,245円	
	平均価格		782円	4,501円	1,196円	

調整力の公募結果（電源Ⅰ）

容量：万kW 価格：円/kW		関西	中国	四国	九州	沖縄	合計
電源Ⅰ-a	募集容量	159.0	74.5	31.2	106.0	5.7	1,022.8
	応札容量	159.3	74.5	31.2	106.0	5.7	1,048.3(-)
	落札容量	159.3	74.5	31.2	106.0	5.7	1,025.8(-)
	最高価格	12,339円	10,119円	17,579円	42,261円	37,336円	
	平均価格	9,740円	9,785円	12,328円	16,291円	27,878円	
電源Ⅰ-b	募集容量	26.0	募集無し	4.1	募集無し	24.4	113.2
	応札容量	26.0		4.1		24.4	114.0(1.0)
	落札容量	26.0		4.1		24.4	110.5(-)
	最高価格	12,331円		17,579円		9,352円	
	平均価格	12,319円		17,579円		7,676円	
電源Ⅰ'	募集	17.0	募集無し	募集無し	28.4	募集無し	132.7
	応札	36.6			31.4		165.4(40.3)
	落札	17.0			28.5		132.0(27.1)
	最高価格	5,900円			32,622円		
	平均価格	3,034円			8,176円		

出所：各一般送配電事業者の公表情報より、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

※ 括弧内の数字は、旧一般電気事業者以外の事業者による応札、落札の容量であり、全体の内数。

調整力の公募結果(電源Ⅰ'の詳細)

件数：件
容量：万kW
価格：円/kW

数：件 量：万kW 名：円/kW	東北		東京		中部		関西		九州		合計		応札・落札内訳（再掲）			
	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数		容量	
募集	－	9.1	－	59.0	－	19.2	－	17.0	－	28.4	－	132.7	電源	D R	電源	D R
応札合計	2	9.3	12	67.7	14	20.4	20	36.6	15	31.4	63(43)	165.4(40.3)	6	57	54.2	111.2
落札合計	1	7.4	6	59.9	11	19.2	13	17.0	10	28.5	41(22)	132.0(27.1)	5	36	36.2	95.8
最高価格	782円		4,750円		1,245円		5,900円		32,622円		※ 括弧内の数字は、 旧一般電気事業者 以外の事業者 による応札、落 札の件数及び容 量であり、全体 の内数。					
平均価格	782円		4,501円		1,196円		3,034円		8,176円							
平均価格 (DR)	-		4,690円		1,196円		3,034円		5,250円							
提供期間	7月16日 ～9月20日		4月1日 ～3月31日		7月1日 ～9月30日		4月1日 ～3月31日		4月1日 ～3月31日							

出所：各一般送配電事業者からの聞き取りにより、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

電源Ⅱの募集結果

	北海道		東北		東京		中部		北陸			
件数：件 容量：万kW	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量		
旧一般電気事業者	23	433.6	20	1,097.1	107	4,315.4	58	2,423.3	17	453.6		
旧一般電気事業者以外	4	34.5	5	195.0	21	527.5	2	84.2	1	25.0		
合計	25	459.9	25	1,292.1	128	4,842.9	60	2,507.5	18	478.6		

	関西		中国		四国		九州		沖縄		合計	
件数：件 容量：万kW	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量	件数	容量
旧一般電気事業者	46	1,974.9	41	923.6	18	404.0	39	1,215.2	12	170.2	381	13,410.9
旧一般電気事業者以外	-	-	-	-	-	-	-	-	2	28.2	33	886.2
合計	46	1,974.9	41	923.6	18	404.0	39	1,215.2	14	198.4	414	14,297.1

出所：各一般送配電事業者からの聞き取りにより、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

2. 運用状況の監視（モニタリング）、情報公開

公募ガイドラインにおいて、「調整力の必要量の適切性」、「電力量（kWh）価格の適正性」、「メリットオーダーの状況」を確認することが明記されていることから、平成28年度に実施された公募に対し、入札事業者がどのような考え方にに基づき電源を選定して入札したか、また、その際のkW価格をどのように算定したか、実運用段階におけるkWh価格の設定に係る考え方を確認し、公表した。

また、公募ガイドラインにおいては、情報の公開についても定められており、委員会では、平成29年4月からの調整力の運用に関する情報をホームページで公開している。

【調整力の運用に関する公表情報】

一般送配電事業者が指令をした調整力の電力量(kWh) 価格														(単位:円/kWh)
	上げ(出力増)を指令した価格						下げ(出力減)を指令した価格						上げ・下げ 絶対値の 10社 加重 平均	
	週ごとの最高価格			週ごとの加重平均価格			週ごとの最低価格			週ごとの加重平均価格				
	10社中 最高	10社中 最低	10社 単純 平均	10社中 最高	10社中 最低	10社 加重 平均	10社中 最低	10社中 最高	10社 単純 平均	10社中 最低	10社中 最高	10社 加重 平均		
4月1日～ 4月7日	61.1	8.9	18.9	11.5	5.3	8.7	1.1	4.5	3.2	4.6	9.8	6.5	7.5	
4月8日～ 4月14日	43.6	6.0	16.6	11.4	5.2	8.7	1.1	4.9	3.2	3.9	9.9	6.1	7.3	
4月15日～ 4月21日	22.4	6.9	13.1	10.9	5.0	8.1	1.4	4.7	3.2	3.8	9.4	6.1	7.0	
4月22日～ 4月28日	61.1	6.5	17.1	11.3	5.0	8.0	1.1	4.7	3.0	4.3	9.4	5.8	6.7	
4月29日～ 5月5日	61.1	6.3	17.8	11.5	5.5	7.4	1.1	4.8	3.1	4.1	9.1	5.6	6.4	
5月6日～ 5月12日	22.4	6.0	13.4	10.9	4.6	7.7	2.4	4.7	3.3	4.3	9.5	5.6	6.6	
5月13日～ 5月19日	22.4	6.1	13.2	11.2	4.6	7.9	2.0	4.8	3.4	4.1	10.0	5.3	6.5	
5月20日～ 5月26日	22.4	6.3	12.4	10.9	4.5	8.1	1.7	4.8	3.3	4.4	9.5	5.7	6.8	
5月27日～ 6月2日	60.3	6.8	17.8	10.9	5.0	8.1	1.0	4.7	3.1	4.3	9.7	5.5	6.6	
6月3日～ 6月9日	20.5	8.5	13.3	10.2	4.6	8.0	0.9	5.0	3.2	4.3	9.2	5.6	6.7	
6月10日～ 6月16日	18.7	6.1	11.9	10.5	4.5	7.7	0.9	5.0	3.3	4.2	9.6	5.3	6.4	
6月17日～ 6月23日	19.1	6.3	12.6	10.4	4.6	7.4	0.8	5.0	3.1	4.3	9.6	5.7	6.6	
6月24日～ 6月30日	18.7	6.7	12.0	10.7	4.6	7.7	1.0	5.0	3.2	4.6	9.0	6.0	6.7	
※一般送配電事業者が調整力として上げ指令・下げ指令の両方を行うことになっている揚水発電については、本集計に含まれていない。														

一般送配電事業者が指令をした調整力の電力量

一般送配電事業者が指令をした調整力の電力量																						(単位: GWh)			
	北海道電力		東北電力		東京電力PG		中部電力		北陸電力		関西電力		中国電力		四国電力		九州電力		沖縄電力						
	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量	上げ 指令量	下げ 指令量					
4月1日～ 4月7日	13	34	54	82	173	199	139	155	18	23	93	109	17	56	13	26	36	65	7	9					
4月8日～ 4月14日	20	19	55	56	220	184	97	130	16	18	88	112	12	36	14	15	28	51	8	8					
4月15日～ 4月21日	21	25	54	45	186	226	107	126	15	16	65	121	13	33	17	27	27	65	8	7					
4月22日～ 4月28日	18	25	39	53	234	267	57	89	14	19	63	107	11	33	10	22	37	60	6	6					
4月29日～ 5月5日	16	24	39	52	259	237	148	166	12	13	89	109	10	25	8	23	26	61	8	6					
5月6日～ 5月12日	22	22	60	43	208	229	142	134	13	14	104	113	14	41	14	18	26	55	5	7					
5月13日～ 5月19日	24	19	45	45	173	182	128	124	10	16	101	114	17	34	13	19	21	66	8	9					
5月20日～ 5月26日	19	24	55	63	172	209	94	84	19	20	88	96	19	33	11	20	24	42	10	9					
5月27日～ 6月2日	22	27	46	53	207	220	60	95	14	18	79	137	17	45	12	25	32	33	8	7					
6月3日～ 6月9日	18	20	38	63	250	231	65	81	11	14	66	110	19	35	15	18	30	44	8	8					
6月10日～ 6月16日	13	19	39	46	225	202	61	83	12	12	59	103	11	26	13	21	26	62	9	9					
6月17日～ 6月23日	19	16	39	52	217	213	99	77	14	13	72	98	19	35	16	21	59	38	8	7					
6月24日～ 6月30日	17	15	26	52	205	275	89	86	13	15	62	93	19	49	15	24	32	52	6	7					
※一般送配電事業者が調整力として上げ・下げ指令の両方を行うことになっている揚水発電については、本集計に含まれていない。																									

3. 平成30年度向け公募に向けた改善の検討

平成30年度の公募に向け、委員会では更なる改善の必要性などについて、発電事業者やネガワット事業者などに対してアンケートを実施し、その結果を踏まえた公募の改善要請を一般送配電事業者に対して実施してきた。

その結果、平成29年6月の制度設計専門会合において一般送配電事業者から、新たな電源の区分の追加を含む改善策が示された。当該改善策は概ね了承されたが、いくつかの改善要請については引き続き検討を要請することとされた。

【一般送配電事業者から示された公募の改善策】

○ 第19回制度設計専門会合（平成29年6月27日）資料3-1 電気事業連合会提出資料 抜粋

要請内容	対応の方向性	対応時期
当面の取組みとしては、小売向け供給力の余力を提供する電源Ⅱや、DRの活用を拡大させていくことが現実的。	○電源Ⅱ（Ⅱ-a）に、2つの区分を追加 ✓ 電源Ⅱ-b：専用線オンライン（メルिटオーダー運用）で需給バランス調整機能のみ有するものを募集。 ✓ 電源Ⅱ'：（簡易指令システム活用により）中給の需給制御システムのようなメルिटオーダー運用ではないが、電源・DRを対象に募集。	今年度公募
	○簡易指令システムの構築 ✓ 電源Ⅰ'：原則、専用線または簡易指令システムによるオンラインに一本化。ただし経過措置として件数制限のうえ、オフライン電源等も募集。 ✓ 電源Ⅰ-b、Ⅱ-b：今年度のVPP実証事業で検証。	今年度公募 次年度以降
	○設備要件の標準化 ✓ 変化速度や変化幅、最低出力など標準化すべく調整中。 ○応札時の需要家確定への対応について ✓ 確実な調整力調達による安定供給の観点から引き続き、応札時に需要家を確定。	今年度公募
調整力募集要綱標準化に向けた検討について	○周知期間等の工夫 ✓ 8月から2月末のスケジュールとなるよう一般送配電事業者として必要な準備を実施。 ✓ 公募期間は、ガイドラインに基づき1ヶ月は確保。 ✓ RFC前の7月に、昨年来、常時開設としている参加者向け問合せ窓口の周知・公募前の事前告知を実施。	今年度公募
公募期間を長くする、公募前の早い時点で告知を行う、公募前から要件等に関する問合せを窓口を設置するなど、参加者が十分な準備期間を確保できるようにすることとしてはどうか。		
調整力を広域的に運用することによって、全体としてより効率化できる可能性が示唆された。あわせて、一般送配電事業者に対し、調整力の広域的運用について、そのメルिटを評価するとともに、どのような方策があり得るか（短期的にできること、中長期的にできること）について検討するよう要請することとしたい。	○需給調整市場創設までの間に前倒しで需給調整コストを低減させる工夫を検討 ✓ 例えば、一般送配電事業者間で実施する経済差替運用（30分箱型）について検討。	検討・準備 出来次第

第3 インバランスの分析について

平成29年3月の資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、インバランス料金制度の見直しに向けた議論が開始され、現行制度の前提となっている予見可能性及び事業者による同時同量達成のためのインセンティブの検証などの論点が示された。

【制度検討作業部会にて示された論点】

論点（インバランス料金制度の見直し）

論点	概要
現行制度の前提となっている予見可能性の検証	現行のインバランス料金制度は、計画値同時同量の達成を促す上で、事業者の予見可能性がない仕組みを目指して設計されている。しかしながら、 <u>固定的な地域間値差（β値）の存在等により、事業者にとって一定程度予見可能な仕組みとなっているのではないか。</u>
事業者による同時同量達成のためのインセンティブ	現行のインバランス料金制度は、需給状況を踏まえた単価変動（α値）の変動に限度がある等の理由により、 <u>結果的に、事業者が同時同量を達成するためのインセンティブが十分働いていないのではないか。</u> 各事業者が適切な需給予測を行い、需給を一致させる努力が経済合理性をもたらす仕組みとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行う必要があるのではないか。
敢えてインバランスを発生させることによる裁定取引への対応	現行インバランス料金制度の下で、意図的にインバランスを発生させた事業者に対しては、国による業務改善命令等の対象となり得るものとしている。他方、 <u>こうした不適切な行為に対する誘因が相当程度存在するのであれば、見直しを行うことが適当</u> ではないか。
リアルタイム市場創設を見据えた料金制度の検討	リアルタイム市場創設以降においては、インバランス料金精算に当たってはリアルタイム市場価格をベースに実施することが考えられる中、現行のインバランス料金制度の見直しに当たっては、 <u>将来のあるべき制度を見据えて検討することにより、料金制度の考え方が全体として整合性を保てるようにすることが重要</u> ではないか。 ※ただし、現行制度に問題があれば、速やかに暫定的な対応を行うべきではないか。

平成28年4月の電力小売全面自由化以降のインバランス単価は、市場価格をベースに2つの調整項（ α 及び β ）で補正して算定するとされているところ、平成29年5月の制度設計専門会合では、制度検討作業部会における論点を踏まえ、平成28年度のインバランス単価について分析を行った。

① α の分析結果

全体的な傾向としては、全国大のインバランスが不足の場合には α が1より大きく、全国大でのインバランスが余剰の場合には α が1より小さくなり、 α は想定された動きをしていたことが確認された。しかしながら、全国大のインバランスが不足でありながら α が1より小さいケースや、全国大のインバランスが余剰でありながら α が1より大きいといった α が想定とは異なる動きをしているケースも複数回あり、その主たる要因は α の上下限值であると考えられた。

② β の分析結果

地域におけるインバランス単価とエリアプライスの関係を確認したところ、インバランス単価とエリアプライスとの関係が大きく異なっており、一定程度予見可能な状況となっていることが確認できた。その主な要因は、 β による補正と市場分断による価格差であった。

制度設計専門会合においては、これらの分析結果を踏まえ、 α の上下限の設定の変更（上限値の引上げ、下限値の引下げ）及び全ての地域の β を0（一部の地域については必ずしも予見可能性を十分に低減できるわけではない点に留意が必要）とする見直し案の提言を行った。なお、資源エネルギー庁は、当該提言も踏まえ、平成29年10月、 α の上下限を20%から3%とし、エリアプライスとシステムプライスの差を新たな β とするインバランス料金の見直しを行った。

第4 法的分離に伴う行為規制について

送配電事業の一層の中立性の確保を図るために、一般送配電事業者などが小売電気事業又は発電事業を兼業することの禁止（法的分離）や、一般送配電事業者などの人事、会計などについて行為規制を講じることを定めた第3弾改正法が、電気については平成32年4月1日、ガスについては平成34年4月にそれぞれ施行される。

そこで、以下に記載の行為規制に係る各論点について、一般送配電事業者などの中立性が確保される制度となるよう、平成29年3月より制度設計専門会合において検討を進めているところである。

（行為規制の主な論点）

（1）兼職（取締役など）に関する規律

- ・例外として兼職が許容される取締役などの範囲 など

（2）兼職（従業者など）に関する規律

- ・兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ・例外として兼職が許容される従業者の範囲 など

（3）業務の受委託などに関する規律

- ・例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 など

（4）グループ間の利益移転など（通常取引条件）に関する規律

- ・「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ・規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 など

（5）社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離などに関する規律

- ・一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ・独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ・禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ・情報の適正な管理のための体制整備 など

（6）その他

- ・機関設計に関する規律
- ・その他 など

第5 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、①送配電網の維持・運用コストの抑制・低減、②公平性の確保、③イノベーションの促進の観点より、関係事業者などからのヒアリングを行いつつ、検討を進めてきた。

平成28年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、一旦論点整理を行った。具体的には、

- ・発電事業者の負担の在り方
- ・小売事業者の負担の在り方
- ・ネットワーク利用の効率化の推進

と論点を大きく3つに分け、また、それらは相互に深く関連することから、今後、一体として、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととされた。

平成28年9月、上記の各論点について検討を深めるため、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、事業者へのヒアリングなどを行いつつ検討を深めた。

平成29年6月、第6回送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにて、これまでのワーキング・グループにおける議論の論点を整理し今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。

第6 卸電力取引の活性化について

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。このため、制度設計専門会合では、卸電力市場の活性化に向けた取組などについての議論を行っている。

具体的には、制度設計専門会合において、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善、②グロスビディングなどの卸電力市場活性化策の検討、③常時バックアップや相対取引に関する社内外取引価格の検証、④原子力再稼働や太陽光などが卸電力市場へ与える影響の分析などを実施している。

まず、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善については、「電力システム改革専門委員会報告書」（平成25年2月）において、旧一般電気事業者は必要な予備力を除く余剰電力を限界費用ベースで全量市場へ供出する旨の整理が行われているところ、旧一般電気事業者へのヒアリングなどを通じ、入札可能量の算定方式や入札価格設定方法の見直しなどの改善を提案することで、自主的取組の更なる改善を推進し、卸電力市場の流動性の向上を実現した。また、旧一般電気事業者が電源開発株式会社の保有する電源（以下「電発電源」とする。）と長期相対契約を締結している現状を踏まえ、契約内容の分析やヒアリングなどを通じ、電発電源の更なる切出しを実現した。

次に、②グロスビディングなどの卸電力市場活性化策については、諸外国における卸電力市場の活性化策も踏まえつつ、卸電力市場の流動性向上や価格指標性の向上、社内取引価格の透明性向上などを目的として、旧一般電気事業者の社内取引の一部又は全部について、必要量の買戻しを前提に取引所を介して売買するグロスビディングの導入に向けた取組を実施した。委員会においては、グロスビディングの自己約定分に対する事業税課税などの課題を克服することで、第13回制度設計専門会合（平成28年11月30日）において、旧一般電気事業者9社より、自主的取組としてグロスビディングを実施する旨の表明が行われており、平成29年7月末時点において、表明のあった全ての旧一般電気事業者がグロスビディングを実施済みであることを確認した。今後、グロスビディングの評価方法や同取組が卸電力市場へ与える影響などについては、制度設計専門会合において検討を行うことを予定している。

また、③常時バックアップや相対取引に関する社内外取引価格の検証については、発電設備の大宗を保有する旧一般電気事業者が新電力へ社内取引と同条件で取引を行っているかをデータに基づいて検証するべく、旧一般電気事業者の社内取引コストと常時バックアップ価格や新電力の電源調達コストなどの検証を実施している。また、旧一般電気事業者との競争格差などを分析するべく、公共入札に関する旧一般電気事業者と新電力の入札結果分析などを実施するなど、データに基づいた競争環境の分析や検証を進めてきた。

さらに、④原子力再稼働や太陽光などが卸電力市場へ与える影響の分析については、平成29年4月より、卸電力取引所へFIT電気が供出されることや原子力発電所の再稼働などの市場環境の変化を受け、これらが卸電力市場の流動性向上や価格にどのような影響を与えるかについて定量的な分析を行った。

その他、旧一般電気事業者や新電力へのアンケートを通じ、卸電力取引所に設置された発電情報公開システムの改修提案や沖縄地域における卸電力市場の活性化策の検討などを実施した。

第7 自主的取組・モニタリング報告について

委員会では、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定点的に分析・検証するため、四半期毎に電力市場のモニタリングを実施している。第19回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で10回にわたりモニタリングレポートを作成・公表しており、今後も継続的に電力市場のモニタリングを行う。

【平成29年1月～3月の報告における主要指標】

			今回の御報告内容 平成29年1月～3月	前年同時期 (平成28年1月～3月)	参考 平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)	平成27年度 (平成27年4月～平成28年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札				
		売り入札量前年同時期対比	1.2倍	1.1倍	1.1倍	1.1倍
		買い入札量前年同時期対比	1.7倍	1.2倍	1.6倍	1.2倍
		約定量	70億kWh	42億kWh	230億kWh	154億kWh
		約定量前年同時期対比	1.7倍	1.5倍	1.5倍	1.2倍
	市場※1 時間前	平均約定価格 (システムプライス)	10.21円/kWh	7.98円/kWh	8.46円/kWh	9.78円/kWh
		東西市場分断発生率	40.1%	87.5%	56.8%	67.9%
		約定量	6.8億kWh	—	16.6億kWh	—
		平均約定価格	10.09円/kWh	—	8.76円/kWh	—
		販売電力量に対するシェア	3.4%	2.0%	2.9%	2.0%
※2 小売市場 電力販売			2,298億kWh	2,283億kWh	8,473億kWh	8,415億kWh
	新電力		201億kWh	124億kWh	662億kWh	436億kWh

※1 平成28年4月より、時間前市場は4時間前市場（シングルプライスオークション方式）から1時間前市場（ザラバ方式）となった。市場が異なるため、前年同時期の値は表には掲載していない。なお、4時間前市場における約定量及び平均約定価格は、平成28年1月～3月はそれぞれ2.7億kWh、7.39円/kWh、平成27年度はそれぞれ13.1億kWh、9.55円/kWhであった。

※2 出所：電力調査統計、電力取引報

【モニタリングレポートの実施状況】

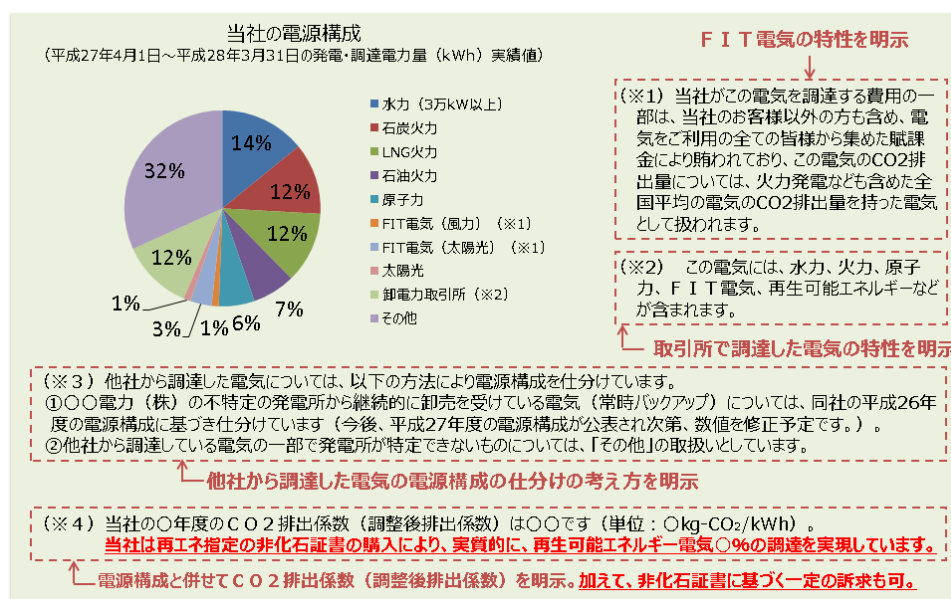
第1回	制度設計ワーキング・グループ（平成25年8月2日）
第6回	制度設計ワーキング・グループ（平成26年6月23日）
第13回	制度設計ワーキング・グループ（平成27年6月25日）
第4回	制度設計専門会合（平成28年1月22日）
第8回	制度設計専門会合（平成28年6月17日）
第11回	制度設計専門会合（平成28年9月27日）
第14回	制度設計専門会合（平成28年12月19日）
第16回	制度設計専門会合（平成29年3月31日）
第19回	制度設計専門会合（平成29年6月27日）
第22回	制度設計専門会合（平成29年9月29日）

第8 電力の小売営業に関する指針の改定

平成28年4月からの電力小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法などを遵守するための指針を示し、これにより電気の需要家の保護を図るため、平成28年1月に新たなガイドライン（「電力の小売営業に関する指針」）を策定した。同年7月には小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページなどにおいて分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加するなどの改定を行うことについて委員会より建議し、経済産業大臣が改定した。

平成29年6月には電気そのものの価値と環境価値（非化石価値）を分離して、環境価値のみを取引する「非化石価値取引市場」が開設されることに伴い、①再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者による「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」との訴求や、②非化石証書を購入した小売電気事業者による「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO₂ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などとの訴求は、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない旨明記するなどの改定を行った。

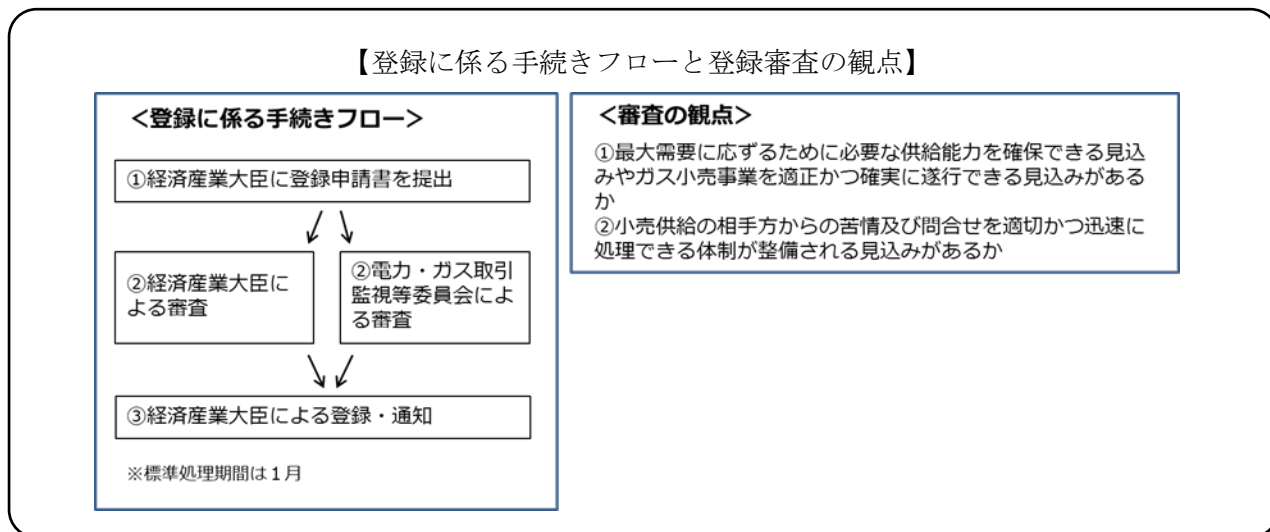
【電源構成の開示の方法（表示の例）】



第3章 ガス小売全面自由化に向けた取組など

第1 ガス小売事業者の登録に係る審査

ガス小売事業者の登録に当たっては、資源エネルギー庁が、最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行っている。



ガスの小売全面自由化に先立って、平成28年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行ってきた。平成29年8月31日までに、49件のガス小売事業者登録の申請があり、審査の結果、49件の登録を行った。

第2 経過措置料金規制を課す事業者の指定

平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、ガスの小売規制料金は原則撤廃されることとなるが、LPガス、オール電化などとの競争状態が十分でないと判断される場合、需要家利益の保護の観点から、経過措置として小売規制料金が課されることとなっている。総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置されたガスシステム改革小委員会において決定された指定基準に基づき、一般ガス事業者については、経過措置料金規制を課す事業者として、12事業者を指定し、簡易ガス事業者については、全国7,432団地のうち、1,730団地を指定した。

第3 託送供給約款の認可申請に係る審査

ガス小売全面自由化の実施に向けて、平成28年7月末に大手3社の東京ガス、東邦ガス、大阪ガスを始めとする、一般ガス事業者127社が、小口向けを含む新たな託送料金などを内容とする託送供給約款の認可申請を行った（一般ガス事業者203社のうち、託送供給約款を制定する必要があるのは、他社と導管がつながっている一定規模以上の事業者127社。）。これを受け、同年8月1日に経済産業大臣（各経済産業局所管分は経済産業局長）から、委員会に対して意見の求めがあった。

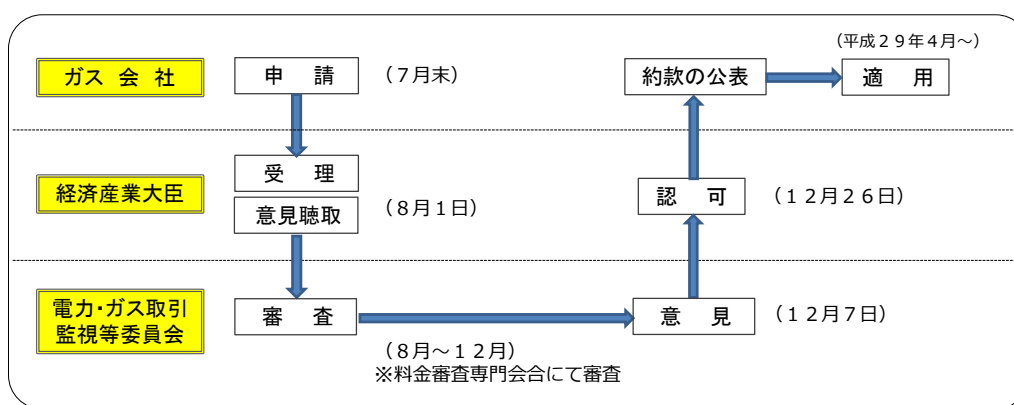
経済産業大臣からの意見徴収を受け、委員会は、以下の方針で託送供給約款の審査を進めることとした。

東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手3社については、託送供給約款の認可に当たって、委員会の下に設置した料金審査専門会合（座長（当時）：安念潤司 中央大学法科大学院教授）において、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査することとした。

北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスの準大手7社については、委員会事務局又は各経済産業局において、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聴き、かつ、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

【託送料金認可手続き】

- ガスの託送料金については、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項に基づき、ガス会社が認可申請を提出。経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行った。



その他の一般ガス事業者 117 社については、委員会事務局又は各経済産業局において、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

料金審査専門会合は、同年 8 月から 5 ヶ月にわたって、計 8 回開催され、東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手 3 社の申請内容について厳正に審査を行い、同年 12 月 1 日に「査定方針案」を取りまとめた。

同年 12 月 7 日に委員会は、査定方針案をもって検討を行い、本省所管の事業者について、次頁の「託送供給約款認可申請への査定方針のポイント」のとおり、査定方針を策定し、同日、委員会の意見として経済産業大臣に提出した。

この意見を踏まえ、経済産業大臣は申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、同年 12 月 26 日に託送供給約款を認可した。

また、各経済産業局所管の事業者についても、委員会は、同年 12 月 9 日までに委員会としての意見（査定方針）を各経済産業局長に提出した。この意見を踏まえ、各経済産業局長は申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、同月 28 日までに各経済産業局長が託送供給約款を認可した。

その後、各事業者は今回認可された新しい託送供給約款を速やかに公表し、新制度に向けた準備を進め、平成 29 年 4 月 1 日から託送供給約款が実施された。

【託送供給約款認可申請への査定結果のポイント】

託送供給約款認可申請に係る審査について

- ・ガス会社からの認可申請が、関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかについて、電力・ガス取引監視等委員会の「料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- ・料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力・ガス取引監視等委員会において検討を行い、12月7日の第61回電力・ガス取引監視等委員会において査定方針を策定した。

各社が申請した託送料金原価（3年平均）

（億円）

	東京ガス（東京地区等）			東京ガス（群馬地区他）			東京ガス（四街道12A地区）			東邦ガス			大阪ガス			東部ガス（秋田支社地区）			東部ガス（福島・茨城・茨城南支社地区）			西部ガス		
	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)	前年度改定 A	今回申請 B	差引 (B-A)
比較査定対象ネットワーク費用	937	1,057	121	5	9	4	1.0	1.3	0.3	272	278	6	983	912	▲71	6	7	1	15	13	▲2	149	118	▲31
需給調整費	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	17	17	-	0.5	0.5	-	-	-	-	9	9
修繕費	291	321	30	4	3	▲1	1	0.4	▲1	89	77	▲13	269	256	▲13	0.5	0.4	▲0.1	1.3	1.2	▲0.1	18	17	▲1
租税課金	264	267	2	2.1	2.3	0.2	0.4	0.5	0.2	58	55	▲3	161	156	▲5	1.7	1.4	▲0.3	4	3	▲1	25	18	▲6
固定資産売却費	170	186	16	1.8	2.5	0.6	0.4	0.3	▲0.2	39	30	▲9	72	82	9	0.6	0.6	▲0.1	2	3	1	11	5	▲6
減価償却費	915	919	4	20	21	1	4	3	▲1	282	252	▲30	434	399	▲35	11	11	▲0.2	28	21	▲6	74	78	5
パイオガス調達費	-	0.3	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
需要調査・開拓費	-	88	88	-	1	1	-	0.1	0.1	-	20	20	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	34	34	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-	10	10	-	-	-
営業外費用	26	28	2	0.7	0.2	▲0.4	-	0.1	0.1	0.5	0.4	▲0.2	0.8	0.8	0.1	-	-	-	-	-	-	0.6	0.1	▲0.4
法人税等	63	60	▲3	1.2	1.3	0.1	0.02	0.1	0.1	12	13	1	52	59	7	0.09	0.12	0.03	0.1	0.3	0.2	8	8	▲0.1
事業報酬（レポート等、書面相談）	142	138	▲4	2.7	3.1	0.4	0.5	0.3	▲0.2	40	37	▲3	70	68	▲2	2	2	▲1	5	3	▲2	19	17	▲2
控除項目：営業外費用、減価償却費、固定資産売却費等	▲48	▲115	▲70	▲3.8	▲4.1	▲0.3	▲2	▲0.1	2	▲15	▲23	▲8	▲23	▲33	▲10	▲0.1	▲0.1	0.04	▲0.1	▲0.3	▲0.1	▲3	▲6	▲2
NW総原価	2,761	2,959	198	34	73	39	5	6	0.3	758	745	▲13	2,018	1,961	▲57	22	23	0.1	55	55	▲0.5	300	265	▲35

料金審査専門会合委員	
(座長)	(敬称略)
安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
南尾 雅則	SMB C日興証券株式会社 マネージングディレクター
賀輪恵美子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ
梶川 融	シニア・パートナー & マネージング・ディレクター
辰巳 菊子	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
松村 敏弘	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
南 賢一	東京大学社会科学研究所 教授
山内 弘隆	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	一橋大学大学院商学研究科 教授

検討の経緯	
平成28年 7月末日	ガス会社より託送料金の認可申請
8月 1日	経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
第18回（10月12日）	需給調整費、需要開拓費、比較査定対象ネットワーク費用の配分・レポート等、検討を深めるべき論点①
第19回（10月26日）	第20回（11月10日）検討を深めるべき論点②
第20回（11月10日）	第21回（12月 1日）査定方針案の検討
第21回（12月 1日）	12月 1日 料金審査専門会合において査定方針案をとりまとめ
	12月 7日 第61回電力・ガス取引監視等委員会において査定方針を策定

託送供給約款認可申請に係る査定方針について

査定方針（ポイント）

※金額は、各社それぞれの申請額（3年平均）及び電力・ガス取引監視等委員会の査定による原価（または戻戻額）を記載。（一部を除いて、億円単位未満は四捨五入）
※東京ガス、東部ガスについては、各地域の合計金額を記載

前提計画（需要想定）【東京：137億m³に4.22億m³、東邦：38億m³に0.25億m³、大阪：88億m³に0.01億m³、西部：9億m³に0.01億m³追加】
東京ガス、東邦ガスにおいて、二重導管規制緩和による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。大阪ガスについて、転層や他燃料転換による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。

経営効率化【東京：▲110億円に▲18億円、東邦：▲17億円に▲3億円、大阪：▲23億円に▲8億円、東部：▲0.3億円、西部：▲0.6億円追加】（修繕費、設備投資関連費用等の内訳）
大手事業者について、実現可能性が見込める水準であると考えられる11.0%の経営効率化割合を要求。東京ガス、東邦ガスについて、これまでの効率化の取組内容や算定方法の一部が実績を正しく反映していなかったため、過大と考えられる効率化効果分は認めない。

比較査定対象ネットワーク費用【東京：278億円を▲2.3億円、東邦：278億円を▲1.5億円、大阪：912億円を▲2.3億円、西部：118億円を▲0.8億円カット】
過去の供給計画上の導管延伸（新設と廃止の差）に係る実現率を踏まえ、過大と考えられる部分を減額。

需給調整費【東京：30億円を▲7億円、東邦：6億円を▲0.4億円、大阪：17億円を▲3億円、西部：9億円を▲2億円カット】
需給調整のために確保する製造設備の容量のうち、過大と考えられる部分を減額。

修繕費【東京：324億円を▲3億円、東邦：77億円を▲0.6億円、大阪：256億円を▲2億円、東部：2億円を▲0.1億円、西部：17億円を▲0.1億円カット】
経常修繕費について、過大と考えられる部分を減額。また、東京ガス、東邦ガスについて、ガスメーター修繕費に係る取替数量が過大と考えられる部分を減額。

設備投資関連費用【東京：1,274億円を▲27億円、東邦：319億円を▲3億円、大阪：548億円を▲8億円、東部：40億円を▲0.7億円、西部：100億円を▲1億円カット】
既存設備（圧入機用地等）のうち不使用又は余剰となっているもの及び新規設備のうち工事計画の妥当性に欠けるもの等をレポートから減額。また、これに係る減価償却費、事業報酬額等を減額。
（高経年設備投資）
東京ガスについて、ねずみ鉄管・バルブ駆動機等の申請数量が過大なものを減額。メインバルブ・防食設備の申請単価が過大なものを減額。

租税課金・営業外費用・控除項目【東京：307億円を▲5億円、東邦：58億円を▲0.6億円、大阪：195億円を▲2億円、東部：5億円を▲0.1億円、西部：25億円を▲1億円カット】（事業者間精算収益を除く）
大阪ガスについて、不動産取得税等を過去3年実績から直近実績に見直し、減額。東京ガスについて、控除項目に計上すべき費目等を追加。

パイオガス調達費【東京：0.1億円を▲0.05億円、東邦：0.1億円を▲0.01億円、大阪：0.6億円を▲0.1億円カット】
供給区域内で発生する余剰パイオガスの80%を上回る部分を減額。

需要調査・開拓費【東京：69億円を▲4.3億円、東邦：20億円を▲1.3億円、大阪：30億円を▲7億円カット】
東京ガス、東邦ガスについて、需要調査費のうち供給区域内及び見積額が過大と考えられる部分を減額。需要開拓費のうち導管整備が相当程度進んでいる地域及び10万m³以上の需要開拓に係る支払額が過大と考えられる部分を減額。

事業者間精算費【東京：34億円に1億円反映、大阪：15億円を▲7億円カット、東部：10億円に4億円反映】
上流の特定ガス導管事業者が平成28年10月末までに提出した事業者間精算料金表の単価を参照して費用額を更新し、反映。

事業者間精算収益【東京：▲68億円に▲1億円追加】
東京ガスについて、申請時には想定していなかった取引に係る収益を追加。

費用の配分・レポート
適正な配分基準を用いて、適正に直線・比例・配分が行われていることを確認。東京ガスについて、ガス使用量「0 m³」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上となるよう基本料金単価等を変更。東京ガスについて、コーエンレーションシステムを使用することを要件とした割引料金は認めない。

査定方針を踏まえた託送料金単価（m³あたり）

（注）○は申請値との差異

【東京ガス】（東京地区等）約82億円の原価削減により、20.64円程度（▲1.25円）に圧縮
（群馬地区他）約3億円の原価削減により、34.37円程度（▲1.53円）に圧縮、（四街道12A地区）約0.1億円の原価削減により、74.82円程度（▲1.80円）に圧縮
【東邦ガス】約19億円の原価削減により、19.15円程度（▲0.64円）に圧縮
【大阪ガス】約31億円の原価削減により、21.81円程度（▲0.35円）に圧縮
【東部ガス】（秋田地区）約1億円の原価削減により、50.23円程度（3.10円）に変更、（福島・茨城地区）約2億円の原価削減により、25.81円程度（0.70円）に変更
【西部ガス】約5億円の原価削減により、30.33円程度（▲0.61円）に圧縮

※1 東京ガス及び東邦ガスは、需要想定の見直し相当分単価に影響している。 ※2 制度変更に係る費用の追加等により、申請よりも原価が増加しているものがある。

第4章 ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

第1 ガス市場における競争状況の評価

(1) 新規参入者へのスイッチング実績

平成29年8月のガス取引報によると、ガスの小売全面自由化で新たに自由化された都市ガス市場において、新規に登録したガス小売事業者（以下「ガス新規小売」という。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約1.2%となった。

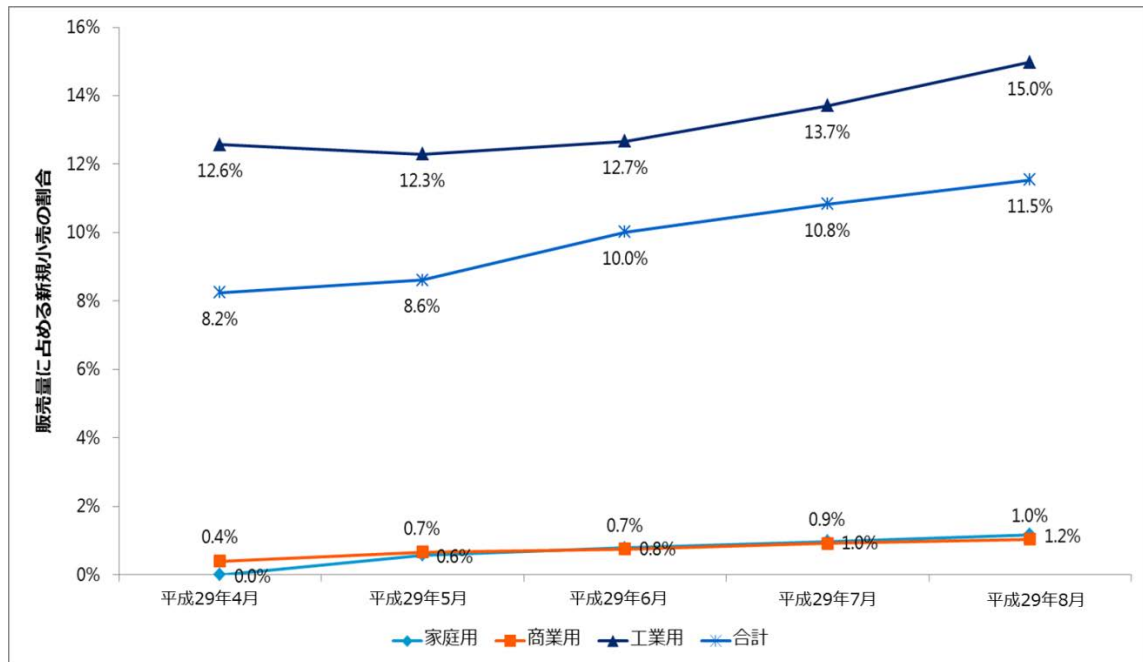
【都市ガス（家庭用）におけるガス新規小売へのスイッチング実績（平成29年8月実績）】

	切替実績（件数）	割合（%）
北海道	0	0.0%
東北	0	0.0%
関東	45,398	0.3%
中部・北陸	42,698	1.8%
近畿	180,591	2.9%
中国・四国	0	0.0%
九州・沖縄	27,300	1.9%
全国	295,987	1.2%

（出所）電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年8月実績）

また、全面自由化後、家庭用だけでなく、工業用、商業用におけるガス新規小売のシェアも増加しており、結果として、都市ガス市場全体としては、平成29年8月には販売量で11.5%となった。

【都市ガスにおけるガス新規小売の市場シェア（販売量ベース）（平成29年8月実績）】



（出所）電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年8月実績）

※ 家庭用における新規小売には越境参入したみなし小売を含み、家庭用を除くその他の需要種については越境参入したみなし小売は含まない。

(2) 新規参入（越境を含む）の状況

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは17であり、大宗を関東地域が占めている。

【新規参入（越境を含む）が進んだエリア（家庭用）（平成29年8月実績）】

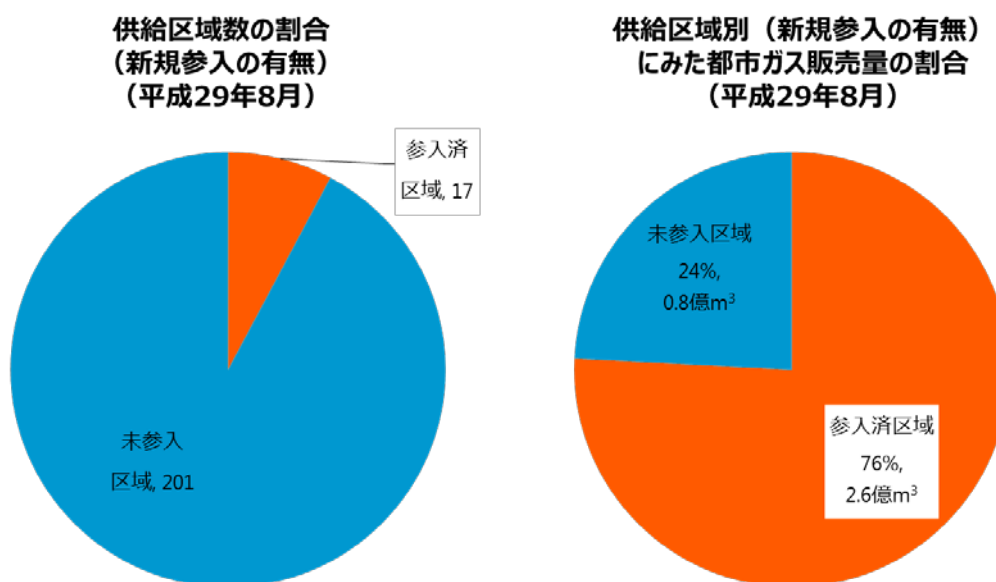
管轄		参入があったエリア	当該エリアの 主な対象市町村	新規参入事業者
関東	1	東京ガス (東京地区等)	東京23区等	日本ガス、東彩ガス、河原実業、 新日本ガス、北日本ガス、東日本ガス、 レモンガス、東京電力E P
	2	鷺宮ガス	加須市、久喜市	日本ガス、東彩ガス、新日本ガス
	3	栃木ガス	栃木市	日本ガス、北日本ガス
	4	東部ガス (茨城・茨城南地区)	水戸市、土浦市等	日本ガス、東日本ガス
	5	野田ガス	野田市、流山市	日本ガス、東日本ガス
	6	武州ガス	川越市、所沢市等	日本ガス
	7	館林ガス	館林市	日本ガス
	8	秦野ガス	秦野市、平塚市等	日本ガス
	9	厚木ガス	厚木市、平塚市等	日本ガス
	10	武陽ガス	福生市、羽村市等	日本ガス
	11	大東ガス	川口市、所沢市等	日本ガス
	12	昭島ガス	昭島市、立川市等	日本ガス
	13	角栄ガス(佐倉地区)	佐倉市	日本ガス
	14	東彩ガス	さいたま市、加須市等	東京ガス
中部	15	東邦ガス	名古屋市等	中部電力
近畿	16	大阪ガス	大阪市等	関西電力
九州	17	西部ガス	福岡市、北九州市等	九州電力

(出所) 電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年8月実績）

※ 新規参入事業者には、平成29年8月末時点で当該エリアにて顧客獲得実績がある事業者を記載。

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは全体の１０％程度であるものの、販売量ベースでみると７６％に達している。

【供給区域別の新規参入の状況（家庭用）】



（出所）電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成２９年８月実績）

※ 参入済区域とは、平成２９年８月末時点で参入実績のある供給区域を指す。

第2 ガス小売事業者に対する指導など

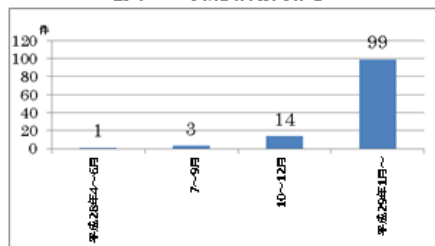
平成29年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。また、委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成28年12月～平成29年8月の間に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを3回行い、情報提供した。

(参考) プレスリリースの実施状況

- 第1回 平成28年12月15日 連携協定締結について
第2回 平成29年3月30日 平成29年2月までの相談内容について
第3回 平成29年4月28日 平成29年4月までの相談内容について

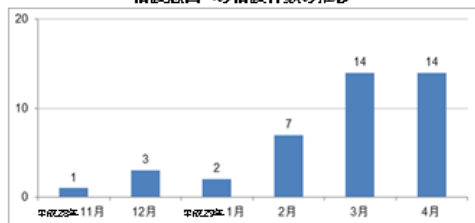
【消費者からの相談状況】

ガス自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※平成29年4月14日までに登録されたデータ

ガス自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※平成29年4月14日までに登録されたデータ

相談事例

- ◆「契約中のガス会社の名称が変わる」と案内されたので了承したところ、後日送られてきた書類に契約中のガス会社とは違う会社名等が記載され、新規契約した事になっていた。
- ◆「この地域は弊社が担当することになった」と説明されたことから、契約変更をしなければならないと勘違いし、その事業者とガスの供給契約を結んでしまった。ところが、後にその説明は嘘だと分かった。

⇒虚偽の内容を告げて都市ガスの営業を行う例が報告されています。現在のところ、既存の都市ガス会社が社名変更をしたり、ある都市ガス会社の供給区域が別の都市ガス会社の供給区域に変更になったとの事例は確認されていません。

- ◆契約しているガス会社名で、「ご利用のお客様」といって、ある事業者から電話があった。ガスの小売自由化が始まったので新しいプランの提案かと思い、聞かれるままに「お客様番号」等の個人情報を伝えた。ところが、話の最後に別の会社との契約になると言われ、驚いて契約書の送付を断った。個人情報の悪用が心配だ。

⇒ガスの検針票に記載のある「お客様番号（顧客番号）」、「供給地点特定番号」は、個人を特定しうる重要な情報です。安易に教えず、問合せ者の身元を確認し、メモに残すようにしましょう。

第3 一般ガス導管事業者に対する指導など

1. 業務体制の不備などによる需要家のガス小売事業者選択への影響問題

平成29年3月末頃、一般ガス導管事業者A社の供給区域であるaエリアにおいて、A社の業務体制の不備などにより当該エリア在住の需要家のガス小売事業者選択に混乱を生じる事案が発生した。

関係するガス小売事業者より報告を受けた委員会は、事実確認を行ったところ、A社に対し、業務体制の是正及び関係するガス小売事業者へ丁寧に対応するよう指導を行った。

また、委員会は、他の一般ガス導管事業者においても同様の問題がないか確認を行ったところ、一部の事業者において、業務体制の不備などが見受けられたため、是正の指導を行った。なお、当該一部の事業者の地域においては、新規のガス小売事業者がいない又は営業活動を行っていなかったため、需要家への影響は発生しなかった。

2. 託送供給申込みに対する不適切な対応問題①

ガス小売事業者A社は、一般ガス導管事業者B社に対して、複数の託送供給検討申込みを行ったところ、B社は、当該申込みについて検討した結果、「受入不可」などの回答をA社に対して行った。A社は、当該回答及びB社からの説明について、納得できるものではないとのことから、委員会に対し、B社の回答及び説明が合理的かつ適切なものであったか検証して欲しいとの相談を行った。

委員会は、A社からの相談を受けて検討を行った結果、B社の説明は託送供給を拒否する「正当な理由」に該当するものではないと判断したため、B社に対し、委員会の指摘を踏まえた再回答などを行うよう指導を行った。

3. 託送供給申込みに対する不適切な対応問題②

ガス小売事業者C社は、一般ガス導管事業者D社に対して、託送供給検討申込を行ったところ、D社は、当該申込みについて検討した結果、一定の前提条件を付した上で「受入可」の回答をC社に対して行った。C社は、当該回答及び説明について、納得できるものではないとのことから、委員会に対し、D社の回答及び説明が合理的かつ適切なものなのか検証して欲しいとの相談を行った。

委員会は、C社からの相談を受けて検討を行った結果、D社の説明は合理的でないと懸念される部分があり、その点を指摘したところ、D社からC社に対して再回答が行われた。C社は、当該再回答を合理的な内容と評価し、その内容で合意し協議も終了した。

第4 監査

(1) 監査の概要

改正前のガス事業法第45条の2の規定に基づき、一般ガス事業者及びガス導管事業者の228社に対し監査を実施した。

平成28年度監査においては、ガス事業において、平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、電気事業と同様に託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」(平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省)に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

平成28年度において実施した監査の結果については、監査実施者から65件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、改正前のガス事業法第47条の7に基づく一般ガス事業者などに対する勧告並びに同法第47条の8に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を23事業者(26件)、書面による所要の行政指導を9事業者(39件)に対して実施した。

【行政指導の内訳】

(単位：件)

		件数
	①約款の運用等に関する監査	13
	②財務諸表に関する監査	11
	③部門別収支に関する監査	15
	④託送供給収支に関する監査	25
	⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
	⑥その他必要な事項に関する監査	1
合 計		65

【本省所管分】

i. 記載の誤りなど軽微と思われる指摘事項

(法令などの規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査（該当なし）		
②財務諸表に関する監査（該当なし）		
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	LNG基地関連に係る経理処理において、機能別原価項目（LNG受入、LNG貯蔵及びその他工場など）に応じて配賦するところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
2	一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際に、配賦の根拠とすべき係数を誤り、異なる係数によって配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
3	本社一般管理費を取付メーター比で各地区に配賦しているが、本店派遣社員賃金が配賦漏れとなっていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
4	部門別収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、建設仮勘定への振替人員を控除して算定しているが、建設仮勘定の人員数を誤っていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
5	部門別収支の算定における機能別配賦係数（固定資産金額比）において、託送専用設備に直課した資産のうち「メーター」分が、機能別「メーター」の固定資産金額から控除されておらず、二重計上となっていた。また、本来、圧送機能から控除すべき「卸専用設備」に係る金額が、気化機能から控除されていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

6	部門別収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうちその他業務）において、秘書部門の経費のうち大口部門の兼務役員分について、兼務がないにもかかわらず、0.5 人分を大口部門に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
7	部門別収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうち試験研究関連金額比）において、研究開発に係る経費のうち、本来、圧送機能に係る研究費が、気化機能に係る研究費として整理されていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
8	部門別収支の算定における固定資産除却費の機能別配賦において、本来、各機能に配賦すべき費用を需要家共通に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
9	部門別収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、平成27年度製造費の機能別配賦係数に使用する人員比の算定の際に、平成26年度末に廃止した組織の人員を含めて算定していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

④ 託送供給収支に関する監査

	指摘事項の内容	指導の内容
1	LNG 基地関連に係る経理処理において、機能別原価項目（LNG 受入、LNG 貯蔵及びその他工場等）に応じて配賦するところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
2	一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際に、配賦の根拠とすべき係数を誤り、異なる係数によって配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

3	本社一般管理費を取付メーター比で各地区に配賦しているが、本店派遣社員賃金が配賦漏れとなっていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
4	固定資産除却費の機能別原価への配賦にあたり、固定資産金額比で行うべきところ、人員比で配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
5	製造費を機能別原価へ配賦する際の配賦の根拠となる固定資産金額比の係数を誤っていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
6	たな卸減耗費について、人員比により各機能別へ配賦すべきところ、特定の機能（発生設備）に配賦されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
7	託送収支の算定における機能別配賦係数（特別損失）において、特別損失のうち投資有価証券及び関係会社投資有価証券の評価損について、ガス事業とその他事業の売上高比により配賦すべきところ、全額ガス事業の評価損として配賦されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
8	託送収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、建設仮勘定への振替人員を控除して算定しているが、建設仮勘定の人員数を誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
9	託送収支の算定における機能別配賦係数（固定資産金額比）において、託送専用設備に直課した資産のうち「メーター」分が、機能別「メーター」の固定資産金額から控除されておらず、二重計上となっていた。また、本来、圧送機能から控除すべき「卸専用設備」に係る金額が、気化機能から控除されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

10	託送収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうちその他業務）において、秘書部門の経費のうち大口部門の兼務役員分について、兼務がないにもかかわらず、0.5 人分を大口部門に直課していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
11	託送収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうち試験研究関連金額比）において、研究開発に係る経費のうち、本来、圧送機能に係る研究費が、気化機能に係る研究費として整理されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
12	超過利潤累積額管理表における当期超過利潤累積額に算定誤りがあり、過少に計上されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
13	託送収支の算定における固定資産除却費の機能別配賦において、本来、各機能に配賦すべき費用を需要家共通に直課していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
14	託送収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、平成 27 年度製造費の機能別配賦係数に使用する人員比の算定の際に、平成 26 年度末に廃止した組織の人員を含めて算定していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
15	託送収支の算定における営業収益（補償料収入）において、営業収益の補償料収入の算定を誤っていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
16	託送資産明細書の「運転資本」の算定において、たな卸減耗費が営業費から控除されていなかった事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

17	超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額及び内部留保相当額の算出において、直近料金算定時の総括原価ではなく、事業報酬額を含める前の実績費用を用いたため、金額が過少となっていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
18	託送資産明細書において、「設備勘定（有形）」の算定については、有形固定資産の期首期末平均又は期央残高の額とするところ、既存設備の期首期末平均を算出したものに期中に発生した機械装置分を加えた額としていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）		
⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）		

ii. その他報告すべき事項

（法令などの規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの）

- ①約款の運用等に関する監査（該当なし）
- ②財務諸表に関する監査（該当なし）
- ③部門別収支に関する監査…………… 1 件（口頭指導）
- ④託送供給収支に関する監査（該当なし）
- ⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）
- ⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）

【経済産業局所管分】

i. 記載の誤りなど軽微と思われる指摘事項

(法令などの規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	料金改定時の日割計算について、改定当該月の料金については、旧料金と新料金での日割計算をすることになっているが、日割計算を行わず一律値下げ後の新料金で算定していた事例が認められた。	供給約款などに基づき、適正に実施するよう、文書による指導を行った。
②財務諸表に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	長期に亘りガス料金を滞納している需要家に対し供給停止等の措置を講じておらず、支払督促が四半期に一度など債権回収の努力が不足しており、ガス料金に多額の未収金が発生していた事例及び需要家の死亡、破産等回収の見込みがないガス料金を売掛金として計上していた事例が認められた。	供給約款、社内規程及びガス事業会計規則などに基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。
2	建設による取得に要した費用について、建設工事完了後、遅滞なく該当有形固定資産勘定に計上されていない事例が認められた。	ガス事業会計規則、社内規程などに基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	製造費に係る修繕費について、機能別原価項目に応じて配賦すべきところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
2	部門別に直課することができる器具販売収益、器具販売費用を延調定件数比で配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。

3	部門別に直課することができる100万円未満の器具販売収益を延調定件数比で配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
④託送供給収支に関する監査		
1	導管投資額明細表に記載する当期投資額の算定を誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
2	租税課金の算定において、「固定資産税」、「道路占用料」等全てを固定資産金額比で配賦していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
3	託送資産明細書において、有形固定資産の期首簿価の対象年度を誤るとともに、「その他部門特定」項目の金額を誤ったことにより、建設仮勘定、設備勘定(有形)、無形固定資産、長期前払費用の金額が誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
4	設備勘定(有形)項目において、託送資産として分類すべき資産が非託送資産として分類されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
5	託送資産明細書の算定において、建設仮勘定に算入漏れがあり、また、直課不能額を二重で算入していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程などに基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
6	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づく、様式第4「事業者の定める算定方法一覧表」を公表していなかった事例が認められた。	託送収支計算規則に基づき、公表するよう、文書による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査(該当なし)		
⑥その他必要な事項に関する監査(該当なし)		

ii. その他報告すべき事項

(法令などの規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの)

①約款の運用等に関する監査……………	12件（口頭指導）
②財務諸表に関する監査……………	9件（口頭指導）
③部門別収支に関する監査……………	2件（口頭指導）
④託送供給収支に関する監査……………	1件（口頭指導）
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）	
⑥その他必要な事項に関する監査……………	1件（口頭指導）

（２）監査品質の向上などに向けた取組

監査手続の工数や監査を通じて入手する情報量は、ガス事業監査が委員会の業務として追加されたことによる被監査事業者数の増加、電力・ガスシステム改革に伴う法令改正などに伴う監査項目の変更・細分化、2020年の法的分離に向けた監査目的の多様化などにより、年々増加している。（なお、被監査事業者数は平成27年度監査で11事業者、平成28年度監査で240事業者）

このような状況下で、監査品質の向上、監査機能の強化、効果的かつ効率的な監査の実現を目的として、立案した監査計画や実施した監査手続、結論付けた監査結果などの文書化について、公認会計士監査の手法を活かすことで、監査業務全体のナレッジ化を強化する取組を実施している。

第5 熱供給事業の動向

平成28年4月1日の第3弾改正法の一部施行（熱供給事業法関連部分）に伴い、某法施行の際、現に熱供給事業者であったみなし熱供給事業者は、同法の登録を受けたものとみなされ、同年4月～8月までの間、更に1事業者の新規登録が行われた。

加えて、平成28年9月から平成29年8月の間に1件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、1件が登録された。なお、登録受付を開始した平成28年4月からの累計では、2件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、2件が登録された（平成29年8月末時点、登録事業者数は78事業者。）。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

第5章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

第1 ガスの託送供給料金の事後評価（託送供給約款に係る新たな変更認可申請命令の仕組み）について

平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、託送料金については、制度開始時及び値上げ時は認可制、値下げ時については事業者に対する効率化インセンティブ付与及び迅速性の観点から届出制とし、併せて低廉な託送料金を実現する観点から、事後規制を強化することとされた。

また、平成28年1月に資源エネルギー庁にて開催された第27回ガスシステム改革小委員会においても、事後規制の強化の方向性は、既存のストック管理方式に加えて、需要量当たりの託送料金原価（単価）の想定値からの乖離に着目した新たな変更命令基準を導入することとされていたところである。

このため、ガス小売自由化後の託送料金の事後規制として、需要量当たりの託送料金原価（単価）の想定値からの乖離に着目した方式を新たに導入すべく、制度設計専門会合において、議論を行い、以下の結論を取りまとめた。

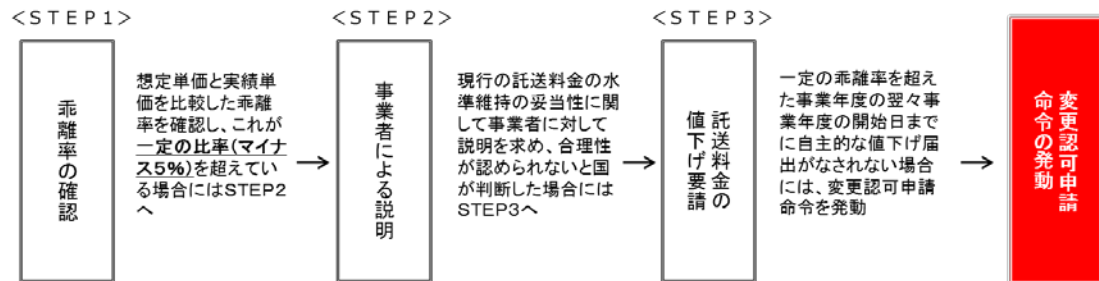
（主な結論）

- ・平成29年度より追加的に導入する託送料金原価の単価に着目した託送料金変更命令の仕組みは、平成28年度より電気の託送料金に導入された乖離率の管理による事後規制と同じ制度とするのが適当である。
- ・想定単価と実績単価を比較し乖離率を確認する際の基準値については、電気事業と同じマイナス5%とする。

その後、制度設計専門会合での議論を踏まえ、資源エネルギー庁において、①ガス事業託送供給収支計算規則、②ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準などが改正され、平成29年度から既存のストック管理方式に加えて、託送料金原価（単価）の想定値からの乖離に着目した事後評価が導入されることとなった。

【平成29年度からガスの託送料金に導入される事後評価】

平成29年度からガスの託送料金に導入された乖離率の管理による事後規制



$$\text{乖離率}(\%) = (\text{実績単価}(\text{実績費用} / \text{実績需要量}) \div \text{想定単価}(\text{想定原価} / \text{想定需要量}) - 1) \times 100$$

(注) 原価算定期間が3年間の場合、実績単価は直近3か年平均で算出。

第2 ガスの小売営業に関する指針の策定

ガスの小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法などを遵守するための指針を示し、これによりガスの需要家の保護を図るため、新たなガイドライン「ガスの小売営業に関する指針」を策定した。

同指針は委員会の下に設置した制度設計専門会合（座長：稲垣隆一電力・ガス取引監視等委員会委員）において、平成28年9月から4ヶ月にわたって議論を行い、委員会から経済産業大臣に建議し、平成29年1月24日に経済産業大臣が制定した。

同指針の内容については、説明会の開催などを通じて、平成29年4月からガス小売市場に参入する事業者への周知徹底を図った。

【「ガスの小売営業に関する指針」のポイント】

（1）需要家への適切な情報提供

①問題となる行為

- ・ 「当社と契約しないとガス漏れなどの緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ・ 需要家と契約を締結する際、解除時の違約金などの内容や内管（需要家の敷地内にあるガス管）などの工事費負担の有無・算定方法、セット販売時の料金割引などの適用条件などの供給条件について説明・書面交付を行わないこと。

②望ましい行為

- ・ 一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス使用量における月額料金例を公表すること。
- ・ ガス料金に工事費などが含まれている場合に、請求書などにその内訳を明記すること。
- ・ 需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

（2）営業・契約形態の適正化

○問題となる行為

- ・ ワンタッチ供給（ガス小売事業者が需要場所において他の事業者からガスの卸供給を受け、当該需要場所において当該ガスによる小売供給）を行うガス小売事業者が、契約解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解除を不当に怠ること。

（３）契約内容の適正化

○問題となる行為

- ・ 不当に高額の違約金などを設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ・ 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

（４）苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- ・ 導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかな場合にガス導管事業者がホームページなどを通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- ・ 原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ・ 原因不明なガスの供給支障に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

（５）契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ・ 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ・ 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること

第３ 適正なガス取引についての指針の改定

ガスの小売全面自由化に併せ、ガス市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正なガス取引についての指針」についても所要の改正を行った。

同指針のうち経済産業省に係る部分については、制度設計専門会合において平成２８年９月から５ヶ月にわたって議論を行い、委員会から経済産業大臣に建議した。本建議も踏まえ、平成２９年２月６日に経済産業省と公正取引委員会が共同で改定した。

本指針の内容についても、説明会の開催などを通じて、４月からガス小売市場に参入する事業者への周知徹底を図った。

【「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項（ガス事業法関連部分）】

（１）小売分野

- ・ 小売事業者が需要家への請求書などに託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- ・ 小売事業者が不当に高い解約補償料の徴収などを行うことを、問題となる行為と位置付ける。

（２）卸売分野における適正なガス取引の在り方

- ・ 考え方として、パンケーキ問題（託送供給の区域を跨ぐごとに託送供給料金が課されていたという問題）の解消の趣旨を踏まえ、卸供給料金から卸託送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である旨を追記。
- ・ L N Gなどを保有する事業者が新規参入者などに対して積極的に必要な卸供給を行うことを、望ましい行為と位置付ける。

（３）製造分野

- ・ 熱量調整設備などのガス製造に必要な設備を保有する事業者がガス製造に係る業務を積極的に受託することを、望ましい行為と位置付ける。
- ・ ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒むことなどを、問題となる行為と位置付ける。

（４）託送分野

- ・ ガス導管事業者が導管網への接続の検討に関する情報提供を行うことを、望ましい行為と位置付ける。
- ・ ガス導管事業者が計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか否かにより不当に差別的に取り扱うことなどを、問題となる行為と位置付ける。

第6章 国際連携及び広報

第1 国際機関との連携強化に向けた取組

委員会では、我が国の知見を高める観点から、諸外国の規制機関などとの連携や情報交換を日頃から推進している。

平成28年9月28日には、アメリカ合衆国の連邦エネルギー規制委員会（Federal Energy Regulatory Commission）（※1）との間で、両国のエネルギー市場に関する情報や市場監視に関する経験・実務の共有などの協力を行うことの合意を行った。合意の内容は、以下のとおりである。

（協力の合意の内容）

- ・両機関の監視や調査の手続と手法、市場監視活動に関連する情報とデータの提供
- ・米国と日本のエネルギー市場に関するエネルギーの課題に係る議論
- ・他の規制機関等への共同訪問
- ・ワークショップや研修 など

（※1）米国連邦エネルギー規制機関（Federal Energy Regulatory Commission:FERC）は、独立規制機関として1977年に設立。州を跨ぐ送電や電力卸等を規制・監督。

また、平成28年9月28～29日には、アジア太平洋エネルギー規制者会合（Asia Pacific Energy Regulatory Forum：APER Forum）（※2）が韓国で行われ、委員会からは、八田委員長が「日本のエネルギー市場改革」について、松尾事務局長（当時）が「日本の託送料金システムの課題」について、それぞれ発表を行った。次回のAPER（Asia Pacific Energy Regulator）は平成30年に東京で開催されることとなり、委員会事務局では、本会合開催に向けて、準備を行っているところである。

（※2）アジア太平洋エネルギー規制者会合（Asia Pacific Energy Regulatory Forum：APER Forum）は、アジア太平洋諸国のエネルギー規制機関が集まる会合であり、2年に一度、開催されている。これまでに、平成22年にはアメリカ合衆国、平成24年にはニュージーランド、平成26年には韓国で開催された。メンバー国は、オーストラリア、カナダ、中国、インド、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、韓国、タイ、トンガ、アメリカ合衆国の14ヶ国である。

第2 紛争処理

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁を行うことができることとされ、電力取引に係る苦情の申出について処理することができることとされている。

また、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うことができることとされ、また、ガスの取引及び熱供給などに係る苦情の申出について処理することができることとされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。

平成27年9月1日、電気事業のあっせん及び仲裁に係るあっせん委員及び仲裁委員の候補者として、以下の者を指定したところ、平成28年4月15日、ガス事業及び熱供給事業のあっせん及び仲裁に係るあっせん委員及び仲裁委員の候補者としても以下の者を指定したため、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第9条（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号）第1条による改正前のガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第6条の3及び熱供給事業法施行令（昭和47年政令第420号）第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の名簿を作成した（注）。

（委員）

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

（特別委員）

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・村上 政博
- ・若林 亜理砂

（注） 各特別委員は、平成29年8月31日に任期が満了したところ、平成29年9月1日付で特別委員として再任されたため、同日付であっせん委員及び仲裁委員として指定した。

電気事業法の規定に基づいたそれぞれの処理状況を以下に示す。

【処理状況】

1. あっせん及び仲裁の申請件数

0 件

2. あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

0 件

3. あっせんにより解決した事件の件数

0 件

4. 仲裁判断をした事件の件数

0 件

5. 苦情申出の件数

2 件（電気 1 件、ガス・熱 1 件）

6. その他、あっせん及び仲裁に係る委員会の事務に関する重要な事項

（1）電力取引監視等委員会紛争処理規程の改正

電力・ガス取引監視等委員会令（平成 27 年政令第 309 号）第 4 条の規定に基づき、あっせん及び仲裁の細目の定めるため、平成 27 年 9 月 1 日、電力取引監視等委員会紛争処理規程（20150901 電委第 9 号）を策定していたところ、第 2 弾改正法の施行に伴う所要の改訂などのため、平成 28 年 4 月 1 日、これを改正し、電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程とした。更に、平成 29 年 4 月 1 日、電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程を改正した。

（2）電力取引紛争処理マニュアルの改訂

あっせん・仲裁、苦情の申出対応等の紛争処理制度の細目は、電気事業法、政省令、紛争処理規程などにまたがって定められている。実務の利便に供するため、平成 27 年 9 月 17 日、これらを整理して手続の流れを説明し、あわせてフローチャートを記載した電力取引紛争処理マニュアルを作成していたところ、第 2 弾改正法の施行に伴う所要の改訂などのため、平成 28 年 4 月、これを改訂し、電力・ガス取引紛争処理マニュアルとした。更に、平成 29 年 4 月に本マニュアルを改訂し、委員会のホームページにおいて、一般に公表している。

第3 広報の取組

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほかに、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、ドラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

委員会では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、自由化説明動画の作成、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。平成28年9月には、需要家に対し、電力の小売全面自由化に関するアンケート調査を実施した。この調査で得た需要家の意識を、自由化の周知・広報にも活用した。

また、消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者に対し、電力・ガス小売全面自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するための周知イベント「電力・ガス自由化セミナー」を全国各地で開催するなど、消費者保護のための取組を強化した。

【電力自由化に関する消費者保護の取組例】

●アンケート調査の実施

平成28年9月に、消費者10,000人を対象に電力会社や電気プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施。更に、電力会社又は電気プランを切替えた1,000人に対して、切替え後の満足度など詳細なアンケート調査を実施。

●各種説明会などの開催

ブロック別説明会（全国10エリア）、都道府県別説明会、消費者団体・企業での説明会を実施。また、消費者をターゲットに、イベントホールやショッピングセンターなどでセミナーを開催（10ヶ所）。

●独立行政法人国民生活センターとの連携協定

昨年度に引き続き、電力小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信。また、国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施。

●消費者向け動画の作成

電力自由化の制度や疑問を開説した動画を作成し、セミナーでの放映、ホームページへの掲載を実施。

●啓発広告の掲載など

主婦向け生活情報誌に特集広告を掲載するとともに、電力・ガス自由化について説明した小冊子5,000部を作成、配布。更に、リーフレット5,000部も作成、平成29年2月から5月にかけてセミナー・説明会などで消費者へ配布。

●メディア向けの情報発信

電力小売全面自由化開始後の状況について、プレス懇談会（経産記者クラブのブリーフィング）を開催。また、新聞社や出版社に向けて電力小売全面自由化についての説明を随時実施。

●自由化関連WEBページの拡充

電力小売全面自由化に関する消費者向けQ&A、特設サイトなどのコンテンツを更に拡充。

【ガス自由化に関する消費者保護の取組例】

●各種説明会などの開催

ブロック別説明会（全国１０エリア）、都道府県別説明会、消費者団体・企業での説明会を実施。また、消費者をターゲットに、イベントホールやショッピングセンターなどでセミナーを開催（１０ヶ所）。

●ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター５，３００部、パンフレット５５，３００部を作成し、各都道府県などに配布。また、東京メトロ駅構内においても掲示。

●独立行政法人国民生活センターとの連携協定

電力小売全面自由化だけでなく、ガス小売全面自由化についても、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め、情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信。また、国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施。

●消費者向け動画の作成

ガス自由化を分かりやすく説明した動画を作成し、セミナーでの放映、ホームページへの掲載を実施。

●啓発広告の掲載など

全国の地方新聞４７紙にガス自由化についての啓発広告などを掲載。また、主婦向け生活情報誌に特集広告を掲載するとともに、電力・ガス自由化について説明した小冊子５，０００部を作成し、平成２９年２月から５月にかけてセミナー・説明会などで消費者へ配布。更に、リーフレット５，０００部も作成、配布。

●メディア向けの情報発信

ガス小売全面自由化直前に、地方新聞社連合会との意見交換会を開催。また、新聞社や出版社に向けてガス小売全面自由化についての説明を随時実施。

●自由化関連WEBページの作成など

ガス小売全面自由化に関する消費者向けＱ＆Ａ、バナー、特設サイトなどのコンテンツを用意。